

第1章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(条文の趣旨)

第1条は、特定家庭用機器再商品化法の全体の目的・趣旨とともに、廃棄物処理・リサイクル関連の法律の中における位置づけを表しています。本法律は、「生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する」という大きな目的のためには、「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」を図ることが重要であり、これを達成するための「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置」を具体的に定めている、というのが本法律の目的及び趣旨です。これは、本法律が、大まかに整理すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の特別法としての位置づけを持っていることを意味します。

「特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずること」を本法律の目的を達成するための具体的な措置として掲げています。また、本法律は、リサイクルを特定家庭用機器という個別の分野で推進するため、資源有効利用促進法より具体的かつ、強い措置を講じているという点でリサイクル促進のための一般法である「資源有効利用促進法」の特別法という位置づけを持つものであり、特定家庭用機器という個別の分野の適切な廃棄物処理の在り方を示す点で、廃棄物処理の一般法である「廃棄物処理法」の特別法という位置づけを持つものであるといえます。「廃棄物の適正な処理」と「資源の有効な利用」の確保を並列的に記述していることは、本法律がこの「廃棄物処理法」「資源有効利用促進法」の2つの法律の特別法である

ことをまた示しています。

(用語の解説)

1. 「廃棄物の減量」

「廃棄物の減量」とは、排出される廃棄物の発生の抑制と廃棄された後、最終的に埋め立て等の処分がされる廃棄物の量の削減の両方を意味します。

本法律は、後者の意味での廃棄物の減量に加えて、特定家庭用機器廃棄物の排出時点で収集・運搬及び再商品化等の料金を排出者が支払うことを基本とした制度を採用することにより、特定家庭用機器の使用が廃棄の際のコストを意識し、特定家庭用機器をより長い期間使用することを通じて、排出の抑制が図られることも期待されています。また、製造業者等の責務として「特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図ること等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努める」こと、小売業者の責務として「消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるように必要な情報を提供する」とされており、関係者全てが廃棄物の発生抑制・減量に努めることが要請されます。

2. 「再生資源の十分な利用等」

「再生資源の十分な利用等」とは、本法律で製造業者等に義務づけられる再商品化等を実施することにより得られる再生資源が広く利用されることを意味します。「再生資源」とは、資源有効利用促進法第2条第4項で定義される「再生資源」、つまり、「原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの」を意味します。したがって、「再生資源の利用」には、リユース（再使用）は含まれないこととなります。

一方、本法律では再商品化等に加えて、サーマル・リサイクル（熱回収）を進めることも目的としていますが、これは「再生資源の十分な利用等」の「等」に含まれていることとなります。

3. 「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」

「廃棄物の適正な処理」とは、廃棄物の処理が我が国の生活環境の保全の観点から支障がないよう行われることを意味します。本法律により講じられる措置により最終処分されるべき廃棄物の量が大きく削減されることにより、廃棄物の適正な処理が一層進められることが期待されます。

「資源の有効な利用の確保」とは、再商品化等を製造業者等に義務づけるこ

とにより、原材料及びエネルギー源としての資源が一層有効に活用されるようにすることを意味します。

4. 「生活環境の保全と国民経済の健全な発展」

この2つの目的の達成に寄与するということは、我が国経済社会の「循環型経済社会」への転換を本法律が目標としていることを表しています。

(定義)

第二条 この法律において機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったものについて「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為
- 二 機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

2 この法律において機械器具が廃棄物となったものについて「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 機械器具が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為
- 二 機械器具が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

3 この法律において機械器具が廃棄物となったものについて「再商品化等」とは、再商品化及び熱回収をいう。

4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であって、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

- 一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの
- 二 当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
- 三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの
- 四 当該機械器具の小売販売（事業者への販売を含み、販売を業として行

う者への販売を除く。以下同じ。)を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

- 5 この法律において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器が廃棄物となったものをいう。
- 6 この法律において特定家庭用機器について「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 特定家庭用機器を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）
 - 二 特定家庭用機器を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
 - 三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

(条文の趣旨)

第2条では特定家庭用機器再商品化法で特定の意味をもって使われる用語の定義を定めています。

第1項では、法律の題名にもある「再商品化」の定義を定めています。「再商品化」とは、「製品の部品又は原材料として利用する」行為を製造業者等が自ら直接行うこと、又は、その行為を行うことを目的として引き取る者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすることを意味します。

第2項では、製造業者等に義務付けられる「再商品化等」の等にあたる「熱回収」の定義を定めています。「熱回収」とは、リサイクルのうち、いわゆる「サーマル・リサイクル」を意味します。

第3項では、「再商品化等」が「再商品化」と「熱回収」の両方を含むものであることを定めています。「再商品化」と「熱回収」を合わせ「再商品化等」としているのは、本法律では再商品化が熱回収に優先すべきことを表しています。

第4項では、本法律の対象となる「特定家庭用機器」の定義を定めています。本法律は一般家庭で使用される機械器具をすべて対象とするのではなく、本法律の仕組みによりリサイクルを進めることが適当なものを政令で「特定家庭用機器」として指定します。本法律でそのリサイクルを進めることが適当か否かについては、第4項で掲げる4つの号に定める要件に該当するかどうかによっ

て判断され、すべてに該当するとされるものを「特定家庭用機器」として、それが廃棄物となったものの小売業者による収集・運搬、製造業者等による再商品化等を義務付けています。したがって、政令で具体的に指定されて初めて、「特定家庭用機器」となります。4つの号の要件に該当するものであっても、本法律で定める措置によらなくても、再商品化等が円滑に実施されているもの又はその可能性があるものは政令で「特定家庭用機器」として指定しないことはあり得ます。4つの号の定める内容は以下のとおりとなっています。

(1)「市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの」(第4項第1号)

現在、一般消費者が通常生活の用に供した製品が不要となって廃棄される場合は、一般消費者が一般廃棄物として排出し、市町村が収集して処理を行うことが廃棄物処理法の原則となっています。しかしながら、家庭で使用される家電製品等の機械器具のサイズの大型化、構造の複雑化が進み、市町村においてこれらの機械器具の処分を行うことが困難となっています。

このような事態に対処するため、「市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められる」一般廃棄物について、その製品を製造・加工・販売等する事業者に対し、市町村が適正な処理を行うことを補完するための協力を求めることができる制度(指定一般廃棄物制度、廃棄物処理法第6条の3)が平成3年の改正で設けられています。

本法律は、適正処理の促進のためこのような協力制度が設けられたものの、より高度なりサイクルが確保できる状態にないことを踏まえて、新たなりサイクルの仕組みを構築することを目的とするものです。第4項第1号は、このような視点から我が国に現に存する市町村の廃棄物の処理設備等では、円滑で適正なりサイクルが困難であるものを本法律の対象とすることを定めるものです。

(2)「当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの」(第4項第2号)

資源有効利用促進法では、特に再生資源の利用を進めることが必要なものについて「指定再利用促進製品」制度が設けられています。この制度により、指定再利用促進製品のりサイクル促進のための製造段階における取組は相当程度向上しています。

この取組をさらに促進する観点から、有効利用できる資源が比較的多く含

まれているものを対象とするのが第4項第2号の趣旨です。また第4項第2号では、制度の円滑な運用を図る観点から、有用な資源が含まれている場合であっても、その再商品化等に必要なコストが著しく大きくなる機械器具は対象としないことを定めています。

(3)「当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの」(第4項第3号)

本法律は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の実施を確保すると同時に、将来的にも再商品化等が容易に行われるような取組が製品の製造段階から行われ、その費用が低減されることを期待しています。したがって、組成が非常に単純であったり、原材料等の選択の余地がないなど製造段階で、その再商品化等の難易度に大きい影響を及ぼすような取組が行いにくいと考えられる機械器具については、本法律の対象としないことを第4項第3号では規定しています。

(4)「当該機械器具の小売販売(事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ。)を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの」(第4項第4号)

廃棄物の処理を適切に実施するためには、円滑な収集を行うことが不可欠です。本法律によって構築されるリサイクルの仕組みでは、廃棄された機械器具について、その製造業者等が再商品化等を実施することになります。このため、排出者及び製造業者等の双方とのつながりを有する小売業者が収集の役割を担うことが合理的かつ効率的であると考えられます。このため、小売業者によって個々の家庭まで配達されている結果、小売業者によって使用済み製品の収集が行われる収集経路が存在しているものを「本法律」の対象とすることが第4項第4号の趣旨です。

< 政令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行令 >

(特定家庭用機器)

第一条 特定家庭用機器再商品化法(以下「法」という。)第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

一 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナ

- 一又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - イ ブラウン管式のもの
 - ロ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの
- 三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 四 電気洗濯機及び衣類乾燥機

特定家庭用機器再商品化法施行令（家電リサイクル法の政令です。以下「令」と記します。）第1条では、法第2条第4項各号に該当する機器（特定家庭用機器）を具体的に定めており、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機がこの法律の対象品目となります。

なお、令第1条第2号ロでは、液晶テレビ、プラズマテレビを対象機器として掲げています。ただし、液晶テレビのうち、携帯テレビなど携帯用途が想定されるものや、浴室テレビなど建築物に組み込むことができるように設計したものについては、対象外としています。これは、携帯テレビや浴室テレビなどは、小売業者により家庭に配達されることが極めて少ないことから、法第2条第4項第4号にあるように小売業者による配達の結果できる使用済み製品の収集経路を前提として小売業者に引取り・引渡しを義務づける本法律の対象品目とすることが適当でないためです。

また、令第1条第4号では、電気洗濯機及び衣類乾燥機を対象機器として掲げています。衣類乾燥機には、熱源の違いにより電気衣類乾燥機とガス衣類乾燥機の2種類が存在しますが、いずれも対象です。

法第2条第5項では、有償で取り引きされているものは廃棄物に該当しないため、本法律の引取義務、再商品化等義務の対象となる「特定家庭用機器廃棄物」に含まれないことを示しています。

法第2条第6項では、本法律で再商品化等の義務を負う者は、特定家庭用機器を製造・輸入した者としています。しかしながら、製造や輸入の行為については、委託を受けて行うケースが存在し、製造委託等が行われた場合には、そ

の委託元が特定家庭用機器の仕様等を決定していることが一般的であると考えられます。このような場合、仕様の決定に関与しない者に義務づけを行うことは適当ではなく、本法律では製造・輸入の委託元を再商品化等の義務者とする事としたのが、第6項の趣旨です。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(法第二条第六項第一号の主務省令で定める委託)

第二条 法第二条第六項第一号の主務省令で定める委託は、特定家庭用機器を製造し、又は輸入する行為の委託であって、当該特定家庭用機器の部品、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示が行われているものとする。

特定家庭用機器再商品化法施行規則（家電リサイクル法の省令です。以下「規則」と記します。）第2条により、特定家庭用機器に関し、部品、材料、設計、自己の商標の使用等、製品のスペック等の指示が行われている委託を受けて特定家庭用機器を製造する行為は、法第2条第6項に規定する「製造等」に該当しません。また、規則第2条における「等」には、例えば、色彩が含まれます。

(用語の解説)

1. 「部品及び材料を分離し」(第1項)

第1項において、機械器具が廃棄物となったものから「部品及び材料を分離し」と規定しているのは、機械器具をそのままの形状で再度使用する行為（いわゆるリユース）が「再商品化」に含まれないことを表しています。すなわち、再商品化とは、解体・破砕等の処理を施した後に、部品や材料を回収し、これを再度利用することであり、機械器具としての本質的・形状・属性を維持したままでの再度の使用は含まれません。例えば、部分的な補修・修理を行ったり、機械器具をそのまま再度販売する行為は「再商品化」には含まれません。

2. 「自らこれを製品の部品又は原材料として利用」(第1項)

これは再商品化の義務者である製造業者等と「利用」する者が一致している

場合を表しています。

一般的には、製造業者等が「分離し、その状態で利用する」ということが想定されますが、例えば、破砕された金属を分離回収し、これを鋼板等に加工する行為を鉄鋼メーカー等に委託し、この鋼板等を自ら利用する行為も、「自ら利用」することに当たります。すなわち、「自ら利用する」ことに該当するかどうかは、最終的に特定家庭用機器廃棄物から分離された部品や材料を誰が利用するかによって判断されます。

3. 「有償又は無償で譲渡し得る状態」(第1項)

「有償又は無償で譲渡し得る状態」とは、分離した「部品及び材料」を「製品の部品又は原材料」として使用する意図をもって引き取る者が存在し、その者が再商品化等を実施する者に対し引取りに対する金銭等の対価を要求しないようなものに処理することを意味します。

「譲渡し得る状態にすること」には、市況の状況を見ながら譲渡する最適な時期を判断するために「分離された部品及び材料」を一定の限度においてその時間内に保管することは許容されることとなります。

4. 「製品の部品又は原材料として利用」(第1項)

再商品化とは、分離された部品や材料を別の製品の部品又は原材料として活用することを指します。したがって、想定はされないが、特定家庭用機器廃棄物を解体・破砕等して、「分離」された部品や材料を単に埋め立てたりする者に譲渡し得る状態にすることは、再商品化には当たりません。

本法律では、実施すべき再商品化の量については、具体的定量的な基準を定めることとしています(第22条第1項)が、再商品化の具体的な手法については、定めていません。これは、本法律の対象となる機械器具は複雑な構造体であり、含まれる資源の種類も多岐に亘ることから、再商品化の個々の具体的な手法について制限を設けることが適当でないためです。したがって「再商品化」が達成されたかどうかについては、基本的に社会通念によって判断されることとなります。

また、分離された部品又は材料の利用先の「製品」の範囲にも原則として制限は存在しません。

5. 「再商品化されたもの以外のもの」(第2項)

本法律ではリサイクルの中でも再商品化を優先し、熱回収(サーマル・リサイクル)については、「再商品化されたもの以外のもの」について行うべきも

のであることを表すため、このような表現を用いています。

6. 「燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるもの」(第2項)

「燃焼の用に供することができるもの」とは熱エネルギーを得る目的を持って、一般的に存在する燃焼設備において、通常の技術や施設等で燃焼させることができるものを指しています。「その可能性のあるもの」とは、そのものの化学的性質からすれば熱エネルギーを発するはずであるが、それを燃焼させ熱を得るためには、特別な技術や装置等が必要で、一般的には燃焼の用に供しないものを指しています。

7. 「熱を得ることに利用」(第2項)

「熱を得ること」とは、特定家庭用機器廃棄物から分離された部品や材料を燃焼させることにより熱エネルギーを得ることを意味します。その熱をどのような用途・形態で利用するかについての制限は特にありません。したがって、得られた熱エネルギーを熱として直接使用すること(例えば、温水利用等)も、熱エネルギーを用いて発電を行い、その電力を使用・販売することも「利用」に含まれます。

なお、第2項第1号の「熱を得ることに自ら利用する」場合、特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料は、有価物であることが客観的には明らかでない状態にある限り廃棄物処理法上の廃棄物であり、これを燃焼させる焼却施設等は廃棄物処理法上の許可が必要となります。

これに対し、第2項第2号の「有償又は無償で譲渡し得る状態」にある「燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるもの」は、有償又は無償で譲渡され得る有価物であることが客観的に明らかであり、廃棄物ではないことから、「熱を得ることに利用する者」の燃焼設備等は、廃棄物処理法上の許可は不要となります。

8. 「一般消費者が通常生活の用に供する」(第4項)

本法律では、主として一般家庭で使用され一般廃棄物として廃棄される機械器具を対象としています。主に事業所で使用される機械器具については、製造業者等との間で通常定期的なメンテナンスの契約を結んでおり、リース契約により提供されることが多いことから、廃棄される場合もリース会社やメーカー等を通じた安定的な回収経路を設定することが可能となっています。このため、家庭から廃棄される場合に比べて円滑なリサイクルが行われている実態があり、

家庭から排出される一般廃棄物に比較して、新たなリサイクルに係る仕組み作りをする緊急性、必要性が高くありません。したがって「一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具」を対象としています。

「一般消費者」とは、平均的な家庭を指し、「通常生活の用に供する」とは、平均的な家庭において広く日常生活において使用されていることを指します。したがって、現に消費者向けに製造・販売されている機械器具であっても、非常に普及率が低いものを特定家庭用機器に含めることは適当ではありません。このような機械器具について製造業者等にそのリサイクルを義務づけたり、小売業者にその収集を義務づけたりしても、廃棄物の減量や資源の有効利用という効果が非常に小さいため、そのような負担を求める意義が乏しいからです。

また、「一般消費者が通常生活の用に供する」とは、一般的に供されている機械器具を指す趣旨です。したがって、実際は事業者が使用している機械器具でも「特定家庭用機器」に該当するものがあれば本法律の対象となります。例えば、飲食店において客に見せるために置かれているテレビは、事業の用に供されているものではありませんが、このテレビが特定家庭用機器に該当する場合は、本法律の対象に含まれます。

9 . 「機械器具」(第4項)

「機械器具」とは、耐久性を有し、また単一素材で構成されず、又は単純な構造でないといった特徴を有するものです。機械器具であるかどうかは、社会通念によって判断されますが、日本標準商品分類において、「機械器具」に分類されているか否かといったことが判断基準となります。

10 . 「市町村等」(第4項第1号)

「一般消費者が通常生活の用に供する」機械器具のほとんどは、それが廃棄される際には、一般家庭から排出される廃棄物(廃棄物処理法上の一般廃棄物)となると想定されます。しかしながら、同じ機械器具であっても事業所で事業の用に供される等により、廃棄物処理法上の産業廃棄物として取り扱われることがあります。第4項第1号に該当するかどうかの判断については、このような現状にかんがみ、市町村の設備及び技術だけでなく、民間処理業者の保持する平均的な廃棄物に関する設備及び技術等の水準も考慮する必要があるため、国内の標準的な廃棄物処理の技術水準・施設の状況を表す趣旨で、「市町村等」と規定しています。

11 . 「設備又は技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるそ

の再商品化等が困難」(第4項第1号)

第1号は機械器具の大型化により処分設備の大型化が必要となっていること、また、その構造の複雑化により処分工程に高度な技術を要するようになっていくことなどから、市町村等が平均的に保持する設備等では、適正な再商品化等が困難であることを示すものです。

また、「再商品化等が困難」には、単なる破砕・埋立てが困難であることは含まれません。したがって、廃棄物処理法第6条の3の「適正な処理」が困難でないものであっても、本法律で規定する一定水準以上の「再商品化等」が困難な場合には、第4項第1号の要件に該当することとなります。すなわち、現行の指定一般廃棄物制度で指定されている機械器具(大型テレビ、大型冷蔵庫)に該当しない場合でも、第4項第1号の要件に合致する場合があります。

12. 「その再商品化等が資源の有効利用を図る上で特に必要なもの」(第4項第2号)

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの機器には、鉄、銅、アルミ、ガラス、プラスチックなど、再び原材料又はエネルギー源として利用し得る有用な資源が多量に含まれています。

こうした有用な資源を回収するため、ある程度の社会的コストをかけてもリサイクルを進める価値のあるものを、本法律の対象とすることを示すものです。「資源」とは、広く生産活動の元となる物質を指します。したがって、廃棄された機械器具から部品を取り出し、処理を加えずそのままの形態で使用することは、当該部品を構成している「資源を有効利用」していることに当たります。

なお、製造業者等が技術開発等に相当程度の努力をしても、ある機械器具から回収することのできる資源の量がごく少量である場合、あるいは、当該機械器具の排出量がごく少ない場合は、廃棄物の減量・資源の有効利用の観点から見て、再商品化等の必要性が乏しく、本法律の対象とする優先順位が低いものとなります。

13. 「当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくない」(第4項第2号)

一般家庭で通常使用される機械器具には、再度回収できる資源の含有量や回収の行い易さの面で様々な差違があり、「再商品化等に要するコストと回収される資源の売却額の差額」の違いとして表れます。これが、実質的な再商品化等のコストとなります。

一方、本法律は、消費者を含む特定家庭用機器廃棄物の排出者に可能な範囲

での努力を求め、これらの機械器具の再商品化等を促進することを目的とするものです。したがって、第4項第2号前段の、「資源の有効利用を図ることが特に必要なもの」に該当しても、再商品化等のコストがあまりに高いものであるならば、排出者に対し（排出時点で）受忍限度を超えるコスト負担を強いることとなり、制度の円滑な実施に支障を来す可能性があります。また、あまりに多大なエネルギーを投入しても得られる資源の量が少ない場合、リサイクル自体の意義も問われかねません。

したがって、有用な資源が含まれている場合であっても、その再商品化等に必要コストが著しく大きくなるような機械器具について、まず、リサイクルを進めるべきとして、本法律の対象とすることが適当です。

14. 「その再商品化等の実施に重要な影響を及ぼす」（第4項第3号）

再商品化等に必要となる工程・設備が製品設計や使用する素材によって大きく変化し、かつ、それによって再商品化等に要する費用・難易度が大きく変動する可能性があることを表します。

15. 「販売を業として行う者への販売を除く」（第4項第4号）

本法律は「（排出者たる）消費者と製造業者の接点」として位置づけられる販売業者に着目しています。したがって、「消費者と製造業者等との接点」となり得る販売業者とは「最終的な購入者に販売する者」であり、販売業者への販売であるいわゆる卸売行為は、第4項第4号の小売販売には含めないこととしています。

16. 「相当数を配達していること」（第4項第4号）

家庭用機器の購入者がその機器の購入に際し、多くの場合自ら持ち帰らず、その機器の使用場所への搬入を小売業者が行っていることを指します。

17. 「円滑な収集を確保できる」（第4項第4号）

円滑であるか否かは、小売業者が廃棄物となった当該機械器具の収集を行っている状況によって判断されることとなります。これは、実態として小売業者による円滑な収集が行われているとすれば、既存の仕組み・慣行を利用することが小売業者にとって合理的で、当該収集経路も円滑に機能すると考えられるためです。

18. 「廃棄物となったもの」（第5項）

廃棄物処理法では、事業活動に伴った生じた廃棄物及び輸入された廃棄物を示す「産業廃棄物」とそれ以外の廃棄物を示す「一般廃棄物」が規定されています。特定家庭用機器に起因する廃棄物である限り、産業廃棄物であっても一般廃棄物であっても、「特定家庭用機器廃棄物」となります。

「廃棄物となった」状態とは、特定家庭用機器の占有者が継続して占有する意志のないことを表明することや当該機械器具を占有離脱させることによって、当該機器を廃棄しようとしていることが客観的に明らかとなった段階をいいます。

一般的には、特定家庭用機器の引取りの申入れを行った時が、廃棄物になる時点となります。

なお、中古品として、再利用を目的に、いわゆるリサイクル・ショップに販売される場合など占有者が有価で売却する意志を明らかにしている場合及び引取り手が有価で引き取る旨を明らかにしている場合には、その特定家庭用機器は廃棄物にはなりません。

19. 「製造」(第6項)

特定家庭用機器を最終的に製品として製造することを指します。したがって、部品の製造等は含まれません。

20. 「輸入」(第6項)

特定家庭用機器を本邦内に持ち込むことをいい、通関行為を指します。

なお、国内において小売販売を行う者が、同時に輸入を行うこともあり得えますが、この場合には、その小売業者が輸入を行った者でもあることとなります。

21. 「非居住者を除く」(第6項)

非居住者からの委託に基づいて居住者が製造・輸入を行った場合には、当該製造・輸入を行った者が再商品化等の義務を負うこととなります。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例

による。

規則第1条は、規則において使用する用語の定義について、法律における定義規定を引用する旨を規定した条文です。これにより、法第2条の規定のみならず、法律の他の条文における読替規定についても規則において引用することとなります。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の基本的方向
- 二 特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項
- 四 環境の保全に資するものとしての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項
- 五 その他特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(条文の趣旨)

第3条では、本法律の目的である特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の推進を達成する上での基本的な方向を提示し、消費者、小売業者、運搬業者、製造業者、輸入業者、地方自治体などの関係者の取組を促していくため、主務大臣が基本方針を策定することを定めています。

基本方針においては、以下の事項について定めます。

(1) 「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の基本的方向」
(第2項第1号)

本法律の目的を達成するためには、社会全体として目指すべき基本的方向を定め、関係者の取組の方向性を一致させるため、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行う意義等について定めます。

(2) 「特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」(第2項第2号)

本法律の目的である特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のため、製造業者等が自ら製造や輸入をする製品が長期間の使用に耐え得るよう設計・製造段階で努力し、また、修理体制を整備すべきことや、消費者や事業者が特定家庭用機器をなるべく長期間使用すべきこと等を定めます。

(3) 「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項」(第2項第3号)

小売業者が特定家庭用機器廃棄物の引取り、引渡しが円滑に行えるよう収集・運搬体制を整備すべきこと、製造業者及び輸入業者が実施する再商品化等の水準の向上のための技術開発の推進、製造・設計段階における工夫の促進、市町村の本法律における役割、その他再商品化等を進めるに当たっての具体的な方策について定めます。

(4) 「環境の保全に資するものとしての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項」(第2項第4号)

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の推進のため、関係者がその意義を十分に理解するよう、国、地方公共団体等が再商品化等の促進が環境の保全の上で有する意義について様々な手段で普及すべきこと等を定めます。

(5) 「その他特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する重要事項」(第2項第5号)

第2項第1号から第2項第4号までの事項のほか、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進する上で、重要な事項を定めます。

(製造業者等の責務)

第四条 特定家庭用機器の製造等を業として行う者(以下「製造業者等」という。)は、特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図ること等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器の設計及びその部品又は原材料の選択を工夫することにより特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

(条文の趣旨)

第4条では、製造業者等が特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制、再商品化等の推進のため、努めるべき事項その他特定家庭用機器廃棄物の製造や輸入に携わるものとして努めるべき事項を定めています。

(用語の解説)

1. 「製造業者等」

本法律では、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を「特定家庭用機器の製造等を業として行う者」に義務づけていますが、これは、「現在、継続反復して特定家庭用機器の製造等を行っている者」という意味です。したがって、現在、特定家庭用機器の製造等を業として行っていない者(自然人が死亡している場合、法人格が抹消されている場合を含む。)は除かれます。

また、この「特定家庭用機器の製造等の事業」は、特定家庭用機器の種類ごとに把握することとなります。したがって、複数の種類の特定家庭用機器の製造等を行っていた者が、そのうちの一部の特定家庭用機器の製造等の事業を廃止している場合には、その製造等を廃止してしまった特定家庭用機器に関しては、ここでいう「製造業者等」には当たらないこととなります。

なお、「行う」とは、事実として「製造等の事業を行っている」ということを表すものであり、それが営利目的であるか否かを問いません。

2. 「特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努める」

故障の発生等により特定家庭用機器が廃棄物となって消費者や事業者から排出されることを減少させることも、本法律の目的の一つである廃棄物の減量の観点から重要であり、これを実現するために、製造業者等が、例えば、以下のような適切な措置をとることを求めています。

機器の耐久性の向上（設計・製造段階における使用期間長期化のための工夫）

耐久性の高い機器の開発、製造を図ることにより、当該特定家庭用機器の平均的な使用期間を長期化させ、機器自体の耐久性、性能等の限界により廃棄物になる量を減少させること。

故障時の修理体制の充実（販売後の修理、利用継続の推進）

軽度の故障の場合に、消費者や事業者が機器を廃棄物として排出せず、修理により継続して使用し続けることが可能となるよう、修理に必要な部品の常備等の体制を整備をすること。

3. 「再商品化等に要する費用を低減する」

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、その再商品化等に係る料金を請求することができます。

このため、製造業者等が、特定家庭用機器の設計や部品・原材料の選択の段階で、再商品化等の実施時における特定家庭用機器廃棄物からの部品・原材料の分離及びその利用等が容易に行えるような工夫を施すことによって、リサイクルし易い製品作りをすることを求め、この結果、再商品化等に要する費用を低減させ、再商品化等に係る料金が下がることを期待しています。

(小売業者の責務)

第五条 特定家庭用機器の小売販売を業として行う者(以下「小売業者」という。)は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

(条文の趣旨)

第5条は、小売業者が特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬の推進のため努めるべき事項、その他、特定家庭用機器の小売販売に携わるものとして努めるべき事項を定めています。

(用語の解説)

1. 「小売業者」

本法律では、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬(消費者から製造業者又は輸入業者への引渡し)を「特定家庭用機器の小売販売を業として行う者」に義務づけていますが、これは、「現在、継続反復して特定家庭用機器の小売販売を行っている」という意味です。したがって、現在、特定家庭用機器の小売販売の事業を行っていない者(自然人が死亡している場合や法人格が抹消されている場合を含む。)は除かれることになります。

また、「特定家庭用機器の小売販売の事業」については、特定家庭用機器ごとに把握することとなります。したがって、複数の種類の特定家庭用機器の小売販売を行っていた者が、そのうちの一部の特定家庭用機器の小売販売の事業を廃止している場合には、その小売販売を廃止してしまった特定家庭用機器に関しては、ここでいう「小売業者」には当たらないこととなります。

なお、「行う」とは、事実として「小売販売の事業を行っている」ということを表すものであり、それが営利目的であるか否かを問いません。

また、「小売業者」は、いわゆる家電販売店等、店頭での販売に限定されるものではなく、また、新品の小売販売にも限定されていません。したがって、インターネットやカタログによる通信販売業、いわゆる中古品の小売販売を行う古物営業や質屋営業もこれに含まれます。

2. 「特定家庭用機器を長期間使用できるように必要な情報を提供する」

故障の発生等により特定家庭用機器が廃棄物となって消費者や事業者から排出されることを減少させることも、本法律の目的の一つである廃棄物の減量の

観点から重要であり、製造業者等の場合と同様に、小売業者に対しても、より長期間の使用が可能となるような特定家庭用機器の使用方法についての情報の消費者への提供等に努めるべきことを期待しています。

3. 「適正な排出を確保するために協力する」

本法律では小売業者に対し、過去に自ら小売販売した特定家庭用機器が廃棄物となったものと、新たに小売販売するものと引替えに引取りを求められた特定家庭用機器廃棄物についてのみ、引取りの義務を課しています。しかしながら、排出者の適正な排出を確保するためには、より広く小売業者による収集が行われることが望ましいことから、この義務の範囲のみならず、可能な限り、小売業者が引取りに協力することを期待しています。

(事業者及び消費者の責務)

第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するように努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払いに応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(条文の趣旨)

第6条では、廃棄物の発生を抑制するために、特定家庭用機器を使用している事業者と消費者に対し、特定家庭用機器をなるべく長期間使用するように期待するとともに、排出に当たっては、小売業者や製造業者等に本法律の規定に沿って所要の料金を支払って特定家庭用機器廃棄物を引き渡すなど、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の推進に協力すべきことを定めています。

(用語の解説)

1. 「事業者及び消費者」

本法律の対象となる特定家庭用機器は、通常一般に家庭で使用されているものを対象としており、実際に特定家庭用機器を使用し、排出する者は、一般家庭の消費者である場合もありますし、事業所の事業者である場合もあります。

このため、第6条では、特定家庭用機器の使用者として、事業者と消費者を対象と規定しています。

2. 「特定家庭用機器の排出を抑制する」

消費者ニーズの多様化、大量生産・大量消費型社会の到来などに応じて、新しい家電製品が次々に開発・販売され、その使用者も短期間で買い換える傾向にあります。こうした短期間での買換えは、特定家庭用機器廃棄物の排出を増大させることとなります。

このため、本法律の目的の一つである廃棄物の減量を実現するため、特定家庭用機器の使用者に対し、特定家庭用機器をより長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出自体を抑制することを求めています。

3. 「適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じる」

本法律の定める仕組みに沿って特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等が推進されるためには、事業者と消費者が特定家庭用機器廃棄物の排出の際に小売業者や製造業者等に本法律の規定に沿って所要の料金を支払って、特定家庭用機器廃棄物を引き渡すことにより本制度の円滑な運営を支えていくことを求めています。

(国の責務)

第七条 国は、特定家庭用機器に関する情報の収集、整理及び活用、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前条の事業者及び消費者の協力の促進に資するため、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要した費用、その再商品化等により有効利用された資源の量その他の特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する必要情報を適切に提供するよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(条文の趣旨)

第7条は、本法律に規定する措置を通じて特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を円滑に実施していく上で、製造業者及び輸入業者、小売業者並びに特定家庭用機器を使用する事業者及び消費者の取組みを円滑かつ積極的に進めていくため、国が講ずべき措置を定めています。

(用語の解説)

1. 「情報の収集、整理及び活用」(第1項)

本法律の施行においては、特定家庭用機器廃棄物の取引や使用の実態等に関する情報を収集、活用して適切な措置を講じていくことが不可欠であり、このような情報の収集、整理及び活用などを実施すべきことを定めています。

2. 「研究開発の推進及びその成果の普及」(第1項)

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を推進し、再商品化等に要するコストを低減させていくためには、特定家庭用機器廃棄物からの部品及び材料の分離など再商品化等に関する技術開発やこれらの回収される部品や材料の新規用途の開発を含め必要な研究開発を進展させていくことが不可欠です。

このため、第1項では、こうした研究開発の推進やその成果の普及に国が努めるべきことを定めています。

3. 「情報を適切に提供」(第2項)

第6条において、特定家庭用機器を使用する事業者や消費者に対し、適切な引渡し等の協力を求めています。この協力を得るためには、第3項で定める一般的な広報活動に留まらず、より積極的な情報提供を通じて、国民の理解を幅広く得ることが重要です。特に、本法律では特定家庭用機器廃棄物を排出する際に収集・運搬や再商品化等に係る料金を小売業者や製造業者等に支払うこととなるため、この料金に関する情報を提供することは極めて重要な意義を有します。

このため、第2項では、再商品化等に要した費用や再商品化等によって有効利用された資源の量等について、国がより積極的に情報提供に努めるべきことを定めています。

4. 「国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求める」 (第3項)

特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等を適切に実施するためには、製造業者等や小売業者などの努力のみならず、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る料金の支払いや特定家庭用機器廃棄物の流れを管理する管理票制度についての国民の広範な理解と協力が不可欠です。

このため、第3項では、国が広く教育活動、広報活動を通じて、国民の理解及び協力を求めるための措置を講ずるべきことを定めています。

(地方公共団体の責務)

第八条 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(条文の趣旨)

第 8 条では、都道府県及び市町村は国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するための措置を講じなければならないことを規定しています。

ここで、「国の施策に準じて」とは、都道府県及び市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえ、普及啓発活動を始め国が講ずる措置に見合った措置を講ずることを指します。

第3章 小売業者の収集及び運搬

(引取義務)

第九条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者（以下「排出者」という。）から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

- 一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。
- 二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

(条文の趣旨)

第9条は、小売業者に対し、過去に自ら小売販売した特定家庭用機器が廃棄物になったものと、新たに小売販売をするのと引替えに引取りを求められた同種の特定家庭用機器廃棄物の引取りを義務づけています。

小売業者に収集の義務を課しているのは、小売業者がこの役割を担うことによって、特定家庭用機器廃棄物の収集及び再商品化等が効率的に行われると考えられるからです。しかしながら、個々の小売業者について、その者が直接関与していない機械器具（例えば、他の小売業者が販売したもの）を全て引き取らなければならないことを要請することは、小売業者に過重な義務を課することになることから、第1号及び第2号により個々の小売業者について妥当な範囲での義務を課することとしています。

(用語の解説)

1. 「次に掲げるとき」(第1項)

小売業者が収集すべき特定家庭用機器廃棄物の範囲を特定家庭用機器廃棄物すべてとするのは、先に述べたように過重な義務を課することとなるおそれがあることから、当該小売業者が小売販売に携わったものに限定することが適当であると考えられます。

すなわちその小売販売の営業上全く取り扱ったことのない特定家庭用機器廃棄物について引取義務を課することは過重な義務づけであると考えられます。

これらを踏まえ、また現在のいわゆる買換時の「引取慣行」を考慮し、小売

業者が収集の義務を担うべき特定家庭用機器の範囲を、「過去に自ら小売販売したもの」と「新たな小売販売に際し引取りを求められた、新たに小売販売するものと同じ種類のもの」に限定しています。

2. 「正当な理由」(第1項)

例えば、天災等の事由により引取りを行うことができないときや、特定家庭用機器の引取りを求めた者が小売業者の請求する料金の支払いを拒否しているときを指します。

3. 「排出する場所」(第1項)

特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする者が小売業者による引取りを望む場所であり、一般的にはその排出者の家庭や事業所になります。

4. 「過去に小売販売をした」(第1項第1号)

小売販売したか否かは、小売業者の単位で考えます。したがって、同一の小売業者に複数の店舗がある場合には、あるA店舗で販売したものであっても、当該小売業者の別のB店舗に対し引取要請があった場合には、引き取る義務が発生することになります。

5. 「同種の特定家庭用機器」(第1項第2号)

同一の目的をもって代替的に需要されるもの(製品)を指します。

本法律では、小売業者の収集義務や製造業者等の再商品化等義務の対象となる機器を政令で指定することになっています。同種の特定家庭用機器の製品の範囲は、この政令において規定される各号の家庭用機器ごとに分かれることとなります。

例えば、液晶テレビ・プラズマテレビは、ブラウン管テレビから置き換える形での買換えが進んでおり、その際に引き取る義務が発生します。

また、電気洗濯機と衣類乾燥機は、使用の場面や態様、小売販売や廃棄のタイミングの共通性や、乾燥機能を付加した種類の電気洗濯機(以下「洗濯乾燥機」という。)の普及などの点から、通常、小売販売や排出に当たって一つの 카테고리として認識されています。したがって、洗濯乾燥機を小売販売した場合に、乾燥機能を有さない電気洗濯機と衣類乾燥機の双方について円滑に引取りがなされ、再商品化の実効性が確保されるよう、引き取る義務を課しています。

なお、買換えで同種の特定家庭用機器を引き取る場合、引取要請のある機器

の台数が販売台数より多い場合であっても、その全てについて引き取る義務があります（法第 11 条及び第 12 条の料金は台数分請求できます）。

(引渡義務)

第十条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確認することができないときは、第三十二条第一項に規定する指定法人）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

(条文の趣旨)

第10条は、小売業者に対し、いったん引き取った特定家庭用機器廃棄物について、再使用（リユース）をする場合を除き、その特定家庭用機器の製造業者、輸入業者又は指定法人へ引き渡すことを義務付けています。

<省令>

<特定家庭用機器再商品化法施行規則>

(引渡義務が生じない場合)

第三条 法第十条の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する
場合
- 二 当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用し、又は
販売する者に有償又は無償で譲渡する場合

規則第3条においては、製造業者等への引渡義務が生じない場合として、第1号では、小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物を自ら特定家庭用機器として再度使用する場合を、第2号では、小売業者自らがリサイクルショップのように、特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する者に販売する場合及びリサイクルショップのような特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として販売する者に有償又は無償で譲り渡す場合を規定しています。

(用語の解説)

1. 「第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等」

小売業者が特定家庭用機器廃棄物を引き渡すべき製造業者等は、特定家庭用機器の製造又は輸入を行う者であれば誰でもよいわけではなく、その引き渡そうとする特定家庭用機器を製造又は輸入をした者に限定されます。

ただし、第 17 条の規定により、事業承継等により特定家庭用機器の製造又は輸入の事業を行った者の地位を承継した場合には、その承継元の製造業者等が製造や輸入をした特定家庭用機器についても承継をした者が再商品化等を実施することとなります。その場合には、当該事業を承継した製造業者等に引き渡すこととなります。

2. 「当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、第三十二条第一項に規定する指定法人」

小売業者は、引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る特定家庭用機器の製造業者等が存在していない場合は、指定法人（又は指定法人が委託した者。以下同じ。）にその特定家庭用機器廃棄物を引き渡すべきこととしています。

ここで「存しないとき」とは、当該特定家庭用機器を製造又は輸入をした製造業者等が、既に人格として存在していない場合をいい、自然人であれば自然人が死亡した場合であり、法人であれば倒産等により法人が解散してしまった場合等がこれに当たります。

なお、本法律で再商品化等の義務を課される者を「現に特定家庭用機器の製造等を業として行っている者」としていることから、自然人又は法人として存在している者であっても、現在特定家庭用機器の製造又は輸入の事業を行っていない場合は、引渡し先とはならず、指定法人に引渡すこととなります。

ただし、このような場合であっても特定家庭用機器の製造又は輸入の事業に関し事業承継等があり、その事業を継続する者があるときには、その継続して事業を行う者が再商品化等を義務づけられるものであり、指定法人に引き渡すことはできません。

また、「確知できないとき」とは、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を義務づけられる者が消滅してしまっていること等から明確でなく、そのため、存在しているか否かを、把握することができない場合を指します。

なお、小売業者がたまたま所在を把握できなかったにすぎず、実際には再商品化等を義務づけられるものが存在する場合には、小売業者がいったん指定法人に対し引取りの要請を行ったとしても、指定法人は再商品化等を義務づけられる者の所在等を小売業者に通知することによって、極力これらの者に特定家庭用機器廃棄物が引き渡されるよう措置することが適当です。

(料金の請求)

第十一条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、前条の主務省令で定める場合を除き、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は第三十二条第一項に規定する指定法人に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すために行う収集及び運搬に関し、料金を請求することができる。

(条文の趣旨)

第 11 条は、小売業者が特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬に関する料金を排出者に対し請求できることを定めています。

(用語の解説)

1. 「前条の主務省令で定める場合」

小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物を再使用（リユース）に回す場合のことを指します。本法律によって、小売業者に認められる特定家庭用機器廃棄物の取扱いは、再使用に回すか、製造業者、輸入業者又は指定法人に引き渡すことのみであり、第 11 条の規定により料金を請求した場合には、第 10 条の規定により必ず製造業者、輸入業者又は指定法人に引き渡さなければならないこととなります。

2. 「料金」

第 11 条に基づいて請求できる料金は、あくまで小売業者が自己の計算で行う特定家庭用機器廃棄物の指定引取場所までの収集・運搬に関するものであり、この範囲内で料金を設定することとなります。この料金には、製造業者及び輸入業者が行う再商品化等の料金は含まれません。

第十二条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、第十条の主務省令で定める場合を除き、同条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すべき者が、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りに際し、その再商品化等に必要な行為に関し請求する料金（第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等にあつては第二十条第一項の規定により公表する料金、第三十二条第一項に規定する指定法人にあつては第三十四条第一項の規定により公表する第三十三条第二号に掲げる業務に関する料金）を、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、請求することができる。ただし、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は第三十二条第一項に規定する指定法人が当該小売業者の引取りに先立って第二十条第一項の規定により公表する料金又は第三十四条第一項の規定により公表する第三十三条第二号に掲げる業務に関する料金を受領している場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

（条文の趣旨）

第12条は、小売業者が、特定家庭用機器廃棄物の引取りに当たり、製造業者等又は指定法人が再商品化等に必要な行為に係る料金としてあらかじめ設定した額を請求することができることを定めています。

この料金は、製造業者等又は指定法人に渡されるべきものであるため、例えば小売業者が製造業者等に引き渡さなかった場合には、単に本法律に基づく命令・罰則の対象となるだけでなく、民法の規定に則り、債務不履行、詐欺（による契約の解除）、不当利得等に基づく返還請求権を排出者は有することになり、小売業者は当該料金を排出者に返還する義務を負うこととなります。

（用語の解説）

「先立って第二十条第一項の規定により公表する料金又は第三十四条第一項の規定により公表する第三十三条第二号に掲げる業務に関する料金を受領している場合」

製造業者等又は指定法人が特定家庭用機器廃棄物を引き取る際に請求することとなる料金について、当該特定家庭用機器廃棄物を受け取る前に、排出者から直接、料金を事前振込等により受け取っている場合を指します。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(小売業者が料金を請求することができない場合)

第四条 法第十二条ただし書の主務省令で定める場合は、当該製造業者等又は指定法人が法第二十条第一項の規定により公表する料金又は法第三十四条第一項の規定により公表する法第三十三条第二号に掲げる業務に関する料金を受領していることを証する書面を、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者が提示する場合とする。

規則第4条では、排出者があらかじめ製造業者等や指定法人にリサイクル料金を支払っている場合であって、製造業者等や指定法人がリサイクル料金を受領していることを示す書面を提示した場合には、小売業者は排出者に対し、リサイクル料金を請求することができないことを規定しています。ここでいう「書面」とは、レシートや領収書等（家電リサイクル券など）のことを指します。

(料金の公表等)

第十三条 小売業者は、主務省令で定めるところにより、第十一条に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の規定により公表される料金は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定められなければならない。

3 小売業者は、第一項の規定により公表される料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

4 小売業者は、特定家庭用機器を使用する者又は特定家庭用機器を購入しようとする者から求められたときは、その求めに応じ、主務省令で定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第一項又は第二十条第一項若しくは第三十四条第一項の規定により公表された料金について、これらの者に示さなければならない。

(条文の趣旨)

第13条は、小売業者の請求する料金の適正化を図るため、小売業者が排出者に請求する料金の設定・公表に当たって行うべき事項を定めています。

第4項では、多様な特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する料金まで、小売業者が全て公表することが難しいことから、個別の照会に応じて小売業者が消費者に対しこの料金を応答すべきことを定めています。

(用語の解説)

1 . 「主務省令で定めるところにより」(第1項)

店頭掲示などによる、消費者及び事業者への料金の公表の方法について主務省令で定めます。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(小売業者の料金の公表の方法)

第五条 法第十三条第一項の規定による公表は、小売業者の店舗の見やすい

場所への掲示その他の適切な方法により行うものとする。

規則第5条では、（特定家庭用機器廃棄物の）品目別（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）に店舗の見やすい場所へ料金表を掲示する、排出者に提示できるような料金表をレジに備える、店舗を有さないカタログ販売などについてはカタログに併記する等の方法で、当該料金の公表を行うことを規定しています。

2. 「適正な原価」(第2項)

第2項では、第1項の収集運搬に関する料金として公表される額の設定に当たって、「適正な原価」を勘案すべきことを定めています。

これは、小売業者が意図的に高額な収集・運搬料金の請求を行うことを認めない趣旨であり、最も能率的に行った場合の「適正な原価」を目指して費用低減に向けた努力をすべきことを期待しているためです。

この「適正な原価」は、個々の小売業者が自己の個別事情等も判断に入れた上で能率的に行った場合の原価となります。

3. 「適正な排出を妨げることはない」(第3項)

本法律の円滑な実施を確保するためには、排出者が収集・運搬に関する料金の負担を忌避しないような配慮が重要です。

このため、第2項で小売業者が「適正な原価」を勘案して料金を定めるべきことを定め、さらに第3項では、特定家庭用機器廃棄物の質量や大きさ、地域の実情等を踏まえて事業者が消費者に受け入れられる妥当な料金を設定すべきことを定めています。

4. 「主務省令で定めるところにより」(第4項)

消費者や事業者から求めがあった場合に、料金を示す方法について主務省令で定めます。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(小売業者の料金の応答の方法)

第六条 小売業者は、法第十三条第四項に規定する者の求めに応じ、同項に規定する料金の額が記載された書面を提示することその他の適切な方法に

より同項に規定するそれぞれの料金について示さなければならない。

規則第6条では、小売業者が消費者等特定家庭用機器のユーザーあるいは購入しようとしている者から求められた場合に、小売業者の公表する収集・運搬料金、法第20条第1項の規定により製造業者等により公表された再商品化等料金、法第34条第1項の規定により指定法人により公表された法第33条第2号及び第3号の業務に関する料金が記載されたリーフレット（料金表）を配布する、あるいは当該料金について電話で回答する等の方法により、当該料金についての問い合わせに対応しなければならないことを規定しています。

(料金に対する勧告等)

第十四条 主務大臣は、小売業者が前条第一項の規定により公表した料金が、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えていると認めるときは、当該小売業者に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(条文の趣旨)

第14条は、小売業者が収集・運搬に関する料金として公表した額が適正な原価に比べて著しく高い場合に、主務大臣が勧告、さらには命令により是正することを定めています。

(用語の解説)

1. 「適正な原価」(第1項)

「適正な原価」は、勧告対象となるべき小売業者が所在する地域における他の小売業者の公表した料金等を参考に、客観的に把握されることとなります。

2. 「期限を定めて」(第1項)

不適正な料金の設定は排出者に与える影響が非常に大きく、その是正を早急に行う必要性が高いことから、料金の是正に関する勧告に関しては、特に期限を定めて行うこととしています。

3. 「正当な理由」(第2項)

第2項の「正当な理由」は、当該小売業者の個別事情を考慮して判断されることとなります。

なお、第1項の勧告においては、「正当な理由」があっても勧告はすることとなっています。これは、料金という直接的に排出者の利害に関わる事項であるため、機動的に勧告ができるようにすべきであるからです。

4. 「特に必要があると認めるとき」(第2項)

当該小売業者の設定する料金を是正しなければ排出者の適正な排出を確保することができなくなるような場合を指します。命令という強制力に一定の制限を課すためこのように規定しています。

(指導及び助言)

第十五条 主務大臣は、小売業者に対し、第九条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り又は第十条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引渡しの実施を確保するために必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(条文の趣旨)

第 15 条は、主務大臣が小売業者に対し、第 9 条及び第 10 条で規定する特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬（引取り及び引渡し）の実施を確保するために必要がある場合には、指導及び助言をすることができることを定めています。

(用語の解説)

1 . 「必要な指導及び助言」

「必要な」とは、第 15 条に基づいて行われる「指導及び助言」が、特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しの実施を確保することを目的とするものに限定されることを意味しています。

2 . 「指導及び助言」

「指導及び助言」は、小売業者の特定家庭用機器廃棄物の引取り・引渡しの適切かつ確実な実施を図るため、主務大臣により小売業者一般に対し必要な情報の提供を行うこと等を目的としています。具体的には、主務官庁の職員等が、個々の小売業者や事業者団体等を対象に、説明会の開催、パンフレット類の配布、現地での指導等を行うことを想定しています。

(勧告及び命令)

第十六条 主務大臣は、正当な理由がなく前条に規定する引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、当該小売業者に対し、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(条文の趣旨)

第 16 条は、第 15 条に規定する指導及び助言によっても、特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しを行わない小売業者に対し、より強い行政措置である勧告、命令を行うことができることを定めています。

(用語の解説)

「 正当な理由 」(第 1 項、第 2 項)

第 1 項の「 正当な理由 」と第 2 項の「 正当な理由 」については、意味するところが若干異なります。

すなわち、第 1 項の「 正当な理由 」は、第 9 条の「 正当な理由 」と同じで、例えば、天災等の事由により引取りを行うことができないときや、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者が、小売業者の請求する料金の支払いを拒否しているときを指します。

一方、勧告に比べてより強制的である命令を課す場合には、これに反した場合罰則も課せられるため、その対象となる小売業者に固有の特殊な事情を考慮する必要があることから、第 2 項の「 正当な理由 」には、そのような事情も含まれ得るものです。

第4章 製造業者等の再商品化等の実施

(引取義務)

第十七条 製造業者等は、自らが製造等をした特定家庭用機器（その者が、他の製造業者等について相続、合併若しくは分割（その製造等の事業を承継させるものに限る。）があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡した製造業者等が製造等をしたものを含む。第二十九条第一項において同じ。）に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ当該製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）において、その引取りを求めた者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

(条文の趣旨)

第17条は、製造業者等に対し、自らが製造等をした特定家庭用機器が廃棄物となったものの指定引取場所における引取りを義務づけています。

(用語の解説)

1. 「その者が、他の製造業者等について相続、合併若しくは分割（その製造等の事業を承継させるものに限る。）があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡した製造業者等が製造等をしたものを含む。」

当該製造業者等が製造等したものだけでなく、特定家庭用機器の製造等の事業を承継した場合に、承継元の事業者が過去に製造等したものについても引取りを義務づけています。

この規定に該当する場合は、例えば次のような場合があります。

企業合併があった場合に合併によって新設される法人が、合併により消滅した法人が製造等をした特定家庭用機器が廃棄物となったものを引き取る場合

企業合併があった場合に合併後存続する法人が、合併により消滅した法人が製造等をした特定家庭用機器が廃棄物となったものを引き取る場合

自然人である製造業者等の相続人が、死亡した製造業者等が製造等をした特定家庭用機器が廃棄物となったものを引き取る場合

特定家庭用機器の製造等の事業を譲り受けた者が（分割により譲り受けた場合を含む。）、事業を譲り渡した製造業者等の製造等した特定家庭用機器が廃棄物となったものを引取る場合

2. 「正当な理由」

例えば、天災等の事由によって、指定引取場所や再商品化等のための施設が操業できなくなっている等の不可抗力により、特定家庭用機器廃棄物の引取りや、再商品化等を行うことができないとき、あるいは、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者が、製造業者等の請求する料金の支払いを拒否しているときを指します。

なお、第9条では、小売業者が「排出者から」特定家庭用機器廃棄物を引き取るべきことを義務づけていますが、第17条では製造業者等が特定家庭用機器廃棄物を引取るべき相手方について、特別な制限は設けていません。

したがって、製造業者等は、自らが製造等をした特定家庭用機器が廃棄物となったものについて引取要請をした者が誰であっても、その特定家庭用機器廃棄物を引取る義務を課されることとなります。直接、排出者や市町村から引取の要請があったものでも、その引取りを拒否することはできません。

(再商品化等実施義務)

第十八条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、遅滞なく、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしなければならない。

2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をするときは、政令で定める特定家庭用機器廃棄物ごとに、生活環境の保全に資する事項であって、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項を実施しなければならない。

(条文の趣旨)

第 18 条は、製造業者等に対し引取った特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等を義務づけるとともに、その再商品化等と併せて実施することが生活環境保全の観点から必要かつ適切な事項を、再商品化等と併せて実施することを義務づけています。

なお、小売業者については、第 10 条において、引取った特定家庭用機器廃棄物を再使用（リユース）に回すことを認めています。製造業者等については、製造物責任法等との関係で、中古品を再出荷するということがあまり想定できないことから、いったん引き取った特定家庭用機器廃棄物を必ず再商品化等するよう義務づけられており、再使用の余地を認めていません。

(用語の解説)

1. 「遅滞なく」(第 1 項)

特定家庭用機器廃棄物を引き取った際には、意図的に遅らせることなく再商品化等を実施することをいいます。例えば、指定引取場所からの運搬の状況や再商品化等を行う施設の状況等により、一時的な保管を行うことは認められます。

2. 「一体的に行うことが特に必要かつ適切であるもの」(第 2 項)

再商品化等という行為は、一般的には特定家庭用機器廃棄物の解体作業を伴います。この解体作業を行う際に、環境に負荷を及ぼす可能性のある物質などを回収・処理することにより、生活環境の保全を図ることの必要性が高く、また、再商品化等を行うための解体作業の工程において、こういった事前除去等を行うことが、社会的に見て効率的であると特に認められる行為を「一体的に行う」ことと定めています。例えば、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、ヒートポンプを内蔵した種類の電気洗濯機の冷媒として使用されていたフロン類とか、冷

蔵庫・冷凍庫に使用されていた断熱材の発泡剤として使用されたフロン類の回収・破壊がこれに含まれます。

< 政令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行令 >

(再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項)

第二条 法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める事項は、同欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>前条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの</p>	<p>特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p>
<p>前条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの</p>	<p>一 特定家庭用機器廃棄物のうち、冷媒として使用されていた特定物質等を含むものから当該特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>二 特定家庭用機器廃棄物に使用されていた断熱材で特定物質等を含むものに係る次のイ又はロに掲げる事項</p> <p>イ 当該断熱材に含まれている特定物質等を回収して、これを自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>ロ 当該断熱材を自ら断熱材その他製品の原材料と</p>

	して利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又はその破壊（当該断熱材に含まれている特定物質等を破壊することができる方法によるものに限る。）をすること。
前条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	特定家庭用機器廃棄物のうち、冷媒として使用されていた特定物質等を含むものから当該特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。

2 前項の表の下欄に規定する「特定物質等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質
- 二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン

令第2条では、「一体的に行う行為」を具体的に定めています。

【表の見方】（横書きのため、左側は上欄、右側は下欄となります。）

令第2条第1項の表の上欄には「一体的に行う行為」の対象となる特定家庭用機器廃棄物が、下欄には当該特定家庭用機器廃棄物に対し実施することが求められる「一体的に行う行為」が定められています。

表の上欄の最初に掲げる「前条第一項に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの」は廃エアコンのことです。廃エアコンに対応する表の下欄では、冷媒として使用されていた「特定物質等」を回収し、これを自ら冷媒その他の製品の原材料として利用するか、冷媒その他の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にするか、又は破壊することを規定しています。なお、冷媒は液体又は気体の状態で冷凍回路に封止されていますので、通常はこれを抜き取ることで回収します。

表の上欄で次に掲げる「前条第三項で掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの」とは廃冷蔵庫・廃冷凍庫のことです。冷蔵庫・冷凍庫には、冷媒として「特定物質等」が含まれている種類のものもあります。このため、表の下欄では、第1号で冷媒として使用されていたものについて、また第2号で断熱材に含まれるものについて「一体的に行う行為」が定められています。

廃冷蔵庫・廃冷凍庫の項の下欄第1号には、冷媒として使用されていた「特定物質等」について、エアコンと同様、これを回収し、利用するか又は破壊することを規定しています。

また、廃冷蔵庫・廃冷凍庫の項の下欄第2号には、「特定物質等」を含む断熱材の処理について、「特定物質等」を回収して行う方法と断熱材のまま処理する方法が規定されており、そのどちらかによらなければなりません。下欄第2号のイには、断熱材に含まれている「特定物質等」を回収して、冷媒として用いられていたものと同様に、これを利用するか又は破壊することを規定しています。断熱材に含まれている「特定物質等」は、通常は、断熱材をすり潰して「特定物質等」を気化させ、これを活性炭で吸着すること等によって液化回収されます。一方、下欄第2項のロには、「特定物質等」を含む断熱材のまま利用するか又は破壊することが規定されています。

表の上欄で次に掲げる「前条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの」とは、廃洗濯機・廃衣類乾燥機のことです。廃洗濯機・廃衣類乾燥機に対応する表の下欄では、廃洗濯機・廃衣類乾燥機のうち、「特定物質等」を冷媒として使用しているヒートポンプを内蔵し乾燥機能を付加した種類等のものについて、「特定物質等」をエアコンと同様、回収し、利用するか又は破壊することを規定しています。

令第2条第2項には、第1項に定める回収・再利用・破壊の対象となる「特定物質等」として、CFC（クロロフルオロカーボン）及びHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）が定義されています。CFCとHCFCはいわゆるフロン類でオゾン層破壊物質であり、HFCはいわゆる代替フロン類で地球温暖化物質です。

(料金の請求)

第十九条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に対し、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関し、料金を請求することができる。ただし、当該製造業者等がその引取りに先立って当該料金を受領している場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(条文の趣旨)

第 19 条は、製造業者等が、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為に関する料金を、引取りを求めた者に対し請求できることを定めています。

(用語の解説)

1. 「再商品化等に必要な行為」

「必要な行為」には、特定家庭用機器廃棄物の解体選別、破砕等の再商品化等に係る直接行為及びその運搬、残さの処理のほか、第 18 条第 2 項の政令で定める事項など、およそ再商品化等のために製造業者等が行う必要のある行為及び、その管理にかかる事務費用などが含まれます。

2. 「ただし、当該製造業者等がその引取りに先立って当該料金を受領している場合として主務省令で定める場合は、この限りでない」

第 12 条の小売業者の再商品化等料金の収受に関する規定と同じ趣旨を定めています。

「先立って料金を受領している場合」とは、製造業者等が特定家庭用機器廃棄物を引き取る際に請求することとなる料金を、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りの前に事前振込等により受け取っている場合を指します。

なお、この「先立って」は、製品の販売価格に転嫁されて徴収する場合のことではありません。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(製造業者等が料金を請求することができない場合)

第七条 法第十九条ただし書の主務省令で定める場合は、当該製造業者等が同条に規定する料金を受領していることを証する書面を、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者が提示する場合とする。

規則第7条では、排出者があらかじめ製造業者等にリサイクル料金を支払っている場合であって、当該製造業者等がリサイクル料金を受領したことを示す書面を提示した場合には、当該製造業者等は排出者に対し、リサイクル料金を請求することができないことを規定しています。ここでいう「書面」とは、レシートや領収書等（家電リサイクル券など）のことを指します。

(料金の公表等)

第二十条 製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の規定により公表される料金は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない。

3 製造業者等は、第一項の規定により公表される料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

4 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に対し、第一項の規定により公表した料金の額以外の額を再商品化等に必要な行為に関する料金として請求してはならない。

(条文の趣旨)

第 20 条は、製造業者等の請求する料金の適正化を図るため、製造業者等が特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に請求する料金の設定・公表に当たって行うべき事項を定めています。

製造業者等が特定家庭用機器廃棄物の引取りに際し請求することとなる再商品化等に必要な行為に関する料金を予め公表するよう定めているのは、消費者による購入製品の選択に十分な情報を提供するためです。

(用語の解説)

1 . 「主務省令で定めるところにより」(第 1 項)

料金の公表方法について主務省令で定めます。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(製造業者等の料金の公表の方法)

第八条 法第二十条第一項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により行

うものとする。

規則第8条では、品目別（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）に、毎日刊行される新聞（時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙）に掲載、自社あるいは再商品化等を委託した指定法人のホームページに掲載する等、インターネットを利用する方法、その他適切な方法で、当該料金の公表を行うことを規定しています。

2. 「適正な原価」（第2項）

第2項では、第1項の再商品化等に必要な行為に関する料金として公表される額の設定に当たって、「適正な原価」を上回ってはならないことを定めています。

小売業者については、第13条第2項において、「適正な原価を勘案して定める」と規定されている一方で、製造業者等については、第2項において、「適正な原価を上回ってはならない」と規定されており、小売業者と製造業者等の間で差違が設けられています。

3. 「適正な排出を妨げることのない」（第3項）

本法律の円滑な実施を確保するためには、排出者が再商品化等に必要な行為に関する料金の負担を忌避しないような配慮が重要です。

このため、第2項で、製造業者等が「適正な原価」を上回らないように料金を定めるべきことを定め、さらに第3項では、特定家庭用機器廃棄物の質量や大きさ、地域の実情等を踏まえて事業者が消費者に受け入れられる妥当な料金を設定すべきことを定めています。

4. 「公表した料金以外の額を再商品化等に必要な行為に関する料金として請求してはならない」（第4項）

製造業者等の公表料金より安い料金も高い料金も請求してはならないという意味です。いわゆる拘束料金制を採用するとの趣旨です。

(料金に対する勧告等)

第二十一条 主務大臣は、製造業者等が前条第一項の規定により公表した料金が特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えているとき、又は製造業者等が特定家庭用機器廃棄物の引取りに際し同項の規定により公表した料金の額以外の額を請求しているときは、当該製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(条文の趣旨)

第 21 条は、製造業者等が再商品化等に必要な行為に関する料金として公表した額を是正するための主務大臣による勧告・命令について定めています。

(用語の解説)

1 . 「適正な原価」(第 1 項)

第 1 項の「適正な原価」は、勧告の要件であり、勧告の対象となるべき製造業者等と同様の特定家庭用機器を製造等をする他の製造業者等の公表した料金、実際の再商品化等の実施に係る費用等を参考に、客観的に把握されることとなります。

2 . 「期限を定めて」(第 1 項)

不適正な料金の設定は排出者に与える影響が非常に大きく、その是正を早急に行う必要性が高いことから、料金の是正に関する勧告に関しては、特に期限を定めて行うこととしています。

3 . 「正当な理由」(第 2 項)

第 2 項の「正当な理由」は、当該製造業者等の個別事情を考慮して判断されることとなります。

なお、第 1 項の勧告においては、「正当な理由」があっても勧告はすることとなっています。これは、料金という直接的に排出者の利害に関わる事項であるため、機動的に勧告ができるようにすべきであるからです。

(再商品化等の基準)

第二十二條 製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について、毎年度、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準に従い、その再商品化等を実施しなければならない。

2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をしたときは、その状況について公表するよう努めなければならない。

(条文の趣旨)

第 22 条は、製造業者等の行う再商品化等について、その最低限達成すべき量に関する基準を政令で定めること、また、国民各層の理解を得るために、製造業者等が再商品化等の状況について広く公表するよう努めるべきことを定めています。

(用語の解説)

1. 「毎年度、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化等を実施すべき量」(第1項)

製造業者等が実施すべき再商品化等の量については、個々の製造業者等が引き取る特定家庭用機器廃棄物の量を事前には確定することができないことから、絶対量でその量を規定することはできません。したがって、基本的には割合(率)で規定することになります。

また、その率を計算する際の分母は「引き取った特定家庭用機器廃棄物の量」となりますが、この量を把握するための計測期間を定める必要があることから、「毎年度」として、年度を1つの区切りとしてこの量を把握することと定めています。

<政令>

<特定家庭用機器再商品化法施行令>

(再商品化等の基準)

第三条 法第二十二條第一項の政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準は、当該年度において再商品化等をした次の表の上欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物について、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化等をされたものの総重量の当該特定家庭用機

器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表中欄に掲げる割合以上であり、かつ、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表下欄に掲げる割合以上であることとする。

一 第一条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	百分の七十	百分の七十
二 第一条第二号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	百分の五十五 (第一条第二号口に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったものにあつては、百分の五十)	百分の五十五 (第一条第二号口に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったものにあつては、百分の五十)
三 第一条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	百分の六十	百分の六十
四 第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	百分の六十五	百分の六十五

【表の見方】(横書きのため、左から上欄、中欄、下欄となります。)

第1号～第4号は、それぞれエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を指しています。表の中欄は、再商品化等(マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクル)をした割合(重量比)を表しており、下欄は再商品化(マテリアルリサイクル)をした割合(重量比)を表しています。なお、第2号の中欄及び下欄にて、「ブラウン管テレビ」と「液晶テレビ・プラズマテレビ」については、別々の割合(重量比)が示されています。

表の中欄と下欄の割合(重量比)は同一です。このことは、製造業者等が再

商品化等をする際には、マテリアルリサイクルのみで再商品化等を実施すべき量に関する基準を達成しなければならないことを示しています。

今後、この基準が見直される際に、サーマルリサイクルの導入についても検討されることとなります。

2. 「その状況について公表」(第2項)

本法律によって構築される再商品化等の仕組みについての国民各層の理解を深めるため、製造業者等が行う再商品化等の成果に関する知見を広く知らしめることが非常に重要です。

そこで、製造業者等は、自らが引き取った特定家庭用機器廃棄物の量、その廃棄物から再商品化等をされた資源の量、第18条第2項の政令で定める事項の実施状況等について、積極的に情報公開していくことが求められます。

(再商品化等の認定)

第二十三条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとするとき（他の者に委託して再商品化等をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、第三十三条第一号に規定する特定製造業者等が、第三十二条第一項に規定する指定法人に委託して再商品化等をしようとするときは、この限りでない。

一 当該再商品化等に必要となる行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る再商品化等に必要となる行為を実施する者及び当該再商品化等に必要となる行為の用に供する施設

3 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再商品化等が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(条文の趣旨)

第23条では、製造業者等の再商品化等の義務の実施に際し、生活環境の保全上の支障がないか及び当該製造業者等が十分な再商品化等の能力を保持しているかについて、主務大臣が認定する制度を定めています。

製造業者等が行う特定家庭用機器廃棄物の再商品化等は、廃棄物の処理の一類型であり、当該行為が生活環境の保全上支障の生じないものであるか否かを確認する必要があります。また、円滑な再商品化等を図る上では事後的に達成の度合いを確認するだけでなく、事前に製造業者等が自らの製造等したものの再商品化等に関する能力を十分に保持していることを確認する必要があります。

そこで、第1項では、製造業者等が、自ら、又は指定法人以外の者に委託をして再商品化等をしようとする際には、生活環境の保全上支障がない形で、義務づけられた再商品化等を適切に実施できる旨の主務大臣の認定を受けなければならないこととし、その認定の基準となるべき事項を定めています（なお、

この認定を受けた製造業者等については、第 49 条第 2 項において廃棄物処理法の特例を受けることとなります。)

また、第 2 項では、認定の申請の際に提出する申請書に記載する事項及び付属する書類を主務大臣に提出すべきことを定めています。

(用語の解説)

「再商品化等に必要な行為を実施する者」(第 1 項、第 2 項)

「実施する者」とは、実際にその行為を行う者を指します。したがって、製造業者等が自ら再商品化等に必要な行為を行う場合はそれらの製造業者等、製造業者等が処理業者に委託する場合は受託した処理業者がこれに当たります。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(再商品化等に必要な行為を実施する者の基準)

第九条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 製造業者等が再商品化等に必要な行為を自ら実施する場合自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 廃棄物処理法第七条の三又は第十四条の三の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があっ

た日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 当該再商品化等に必要となる行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ 個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 製造業者等が指定法人以外の者に委託して再商品化等に必要となる行為を実施する場合当該指定法人以外の者が次のいずれにも該当するものであること。

イ 受託業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すること。

ロ 前号イ、ロ及びホからチまでのいずれにも該当しないものであること。

ハ 法、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑

法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

ニ 廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）でないこと。

ホ 当該再商品化等に必要な行為を自ら実施する者であること。

規則第9条においては、再商品化等認定を受けようとする場合の認定基準について定めています。当該認定を受けた製造業者等は廃棄物処理法の許可を受けることなく特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等を行うことができるようになるため、本条で定める基準は、基本的に廃棄物処理法における廃棄物処理業の許可の要件（廃棄物処理法第7条第5項第4号及びこれに関連する条文による基準）に準じています。

本法におけるリサイクルは廃棄物の処理の一形態として位置づけられています。

第1号は、当該認定を受けようとする製造業者等自身が満たすべき基準であり、第2号は当該認定を受けようとする製造業者等が指定法人以外の者に委託して再商品化等に必要な行為を行う場合において、その受託者が満たすべき基準を定めています。

第1号

イ リサイクルをする製造業者等は、民法において規定される成年被後見人、被補佐人、破産者であってはなりません。

ロ 禁錮以上の刑罰を受けた者又はその執行を終えてから5年を経過しない者がリサイクルに関与することを排除するために設けられている規定です。

ハ 暴力団関係者等、廃棄物処理法や刑法の諸規定に違反した者を排除するために設けられています。刑法の各条文は、それぞれ、

第204条：傷害

第206条：現場助成

第208条：暴行

第208条の3：凶器準備及び結集

第222条：脅迫

第247条：背任

を規定しています。

- ニ 一般及び産業廃棄物処理に係る業の許可を取り消された者等であって、取消しの日から5年を経過しない者を排除するために設けられています。
- ホ 廃棄物のリサイクルに関して、不正な行為を行うおそれのある者を排除するために設けられています。
- ヘ 未成年者が経営する場合であって、その法定代理人に関する規定です。
- ト 法人の場合であって、その役員や、各支店等下部組織の代表者に関する規定です。
- チ 個人事業者であって、その使用人（商法で規定されている使用人を指します。）に関する規定です。

第2号

- イ 受託業務を遂行するための受託者の基礎的な能力に関する規定です。
- ロ 受託者が第1号のイ、ロ及びホからチのいずれにも該当してはならないことを規定しています。
- ハ 受託者について、廃棄物処理法や刑法などの諸規定に違反した者を排除するために設けられております。第1号ハ号より、重い規定となっております。
- ニ 受託者について、一般及び産業廃棄物処理に係る業の許可を取り消された者等であって、取消しの日から5年を経過しない者を排除するために設けられています。
- ホ 受託者は、自ら再商品化等に必要な行為を行わなければならないことを規定しています（再委託の禁止）。

<省令>

<特定家庭用機器再商品化法施行規則>

（再商品化等に必要な行為を実施する者の有する施設の基準）

第十条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める基準は、当該施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物

処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）である場合には、これらの規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けた場合にあっては、これらの規定による許可）を受けている施設であることとする。

規則第 10 条では、リサイクルを実施する施設が満たすべき基準を定めています。

製造業者等が特定家庭用機器をリサイクルする際に用いるリサイクルプラントは、廃棄物処理法の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に該当する場合には、同法の許可を受けなければならないことが規定されています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

（再商品化等の認定）

第十一条 法第二十三条第一項の認定を受けようとする者は、当該認定を受けて再商品化等をしようとする日前二月前までに同条第二項に規定する申請書及び書類を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が正当な理由があると認めるときは、その提出の期限を経過した後であっても、当該申請書及び書類を提出することができる。

規則第 11 条では、製造業者等が法第 23 条に規定する再商品化等認定を受ける際の申請手続きについて定めています。

再商品化等認定を受けようとする製造業者等は、法第 23 条第 2 項に示されている事項を記載した申請書を、規則第 12 条に規定されている書類を添えて、認定を受けようとする日より 2 ヶ月前までに、経済産業大臣及び環境大臣に、それぞれ 1 通ずつ提出しなければなりません。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

第十二条 法第二十三条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 再商品化等に必要となる行為を実施する者（以下この条において「実施者」という。）が第九条第一号又は第二号（イ及びホに係る部分を除く。）に規定する基準に適合する旨を記載した書類
- 二 実施者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類
- 三 実施者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類
- 四 指定法人以外の者に委託して再商品化等をしようとする場合には、次に掲げる書類
 - イ 実施者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - ロ 実施者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書
 - ハ 実施者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ニ 実施者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ホ 再商品化等に必要となる行為に関する方法、設備、工程その他の内容を記載した書類
- 五 再商品化等に必要となる行為の用に供する施設が一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項又は第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定による許可を受けた場合にあっては、これらの規定による許可）を受けていることを証する書類並びに当該施設の使用開始予定年月日及び当該施設において取り扱う特定家庭用機器廃棄物並びに当該施設が一年間に再商品化等に必要となる行為を実施することのできる特定家庭用機器廃棄物の最大台数を記載した書類
- 六 実施者が法第二十三条第二項第二号に規定する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

規則第 12 条では、製造業者等が再商品化等認定を受ける際に、申請書に添付すべき書類を定めています。

再商品化等に必要となる行為を実施する者（実施者）とは、大きく分類すると、
製造業者等自身
指定引取場所の管理運営を受託した者
指定引取場所からリサイクルプラントまでの運搬を受託した者
リサイクルプラントの管理運営等を受託した者

を表します。よって、これらの者すべてについて、規則第12条に規定された書類を揃えなければなりません。

- 一 実施者が、規則第 9 条第 1 号及び第 2 号（イ及びホに係る部分を除く。）の各号の欠格要件に該当しないことを示す書類を指します。
- 二及び三 申請書に記載された実施者の基礎的な情報を補完するための書類です。経営に関して影響力が大きい顧問や相談役が置かれている場合にはその氏名と住所、その法人に大口の株主や出資者が存在する場合には、その氏名（名称）や株式の数又は出資金の額を記載した書類を指します。
- 四 規則第 9 条第二号イ及びホの基準を満たしているかを審査するための書類です。イ及びロは、受託業務を遂行するに足りる人員を有するかを審査するための書類であり、ハ及びニは受託業務を遂行するに足りる財政的基礎を有するかを審査するための書類です。また、ホは、第 9 条第 2 号ホの基準、つまり、実施者が再委託をしないことを確認するための書類です。
- 五 リサイクルプラントが規則第10条の基準を満たしているかどうかを確認し、当該プラントが十分な能力を有しているかどうかを確認するための書類です。
- 六 申請書に記載された施設が、実際に使用されるか否かを確認するための書類です。製造業者等が、指定引取場所の管理運営や指定引取場所からリサイクルプラントまでの運搬、リサイクルプラントの管理運営等の業務をすべて自ら行う場合には、第 1 号～第 3 号、第 5 号及び第 6 号の書類を揃え、申請書に添付します。これらの業務のうち、1 つでも他者に委託する場合には、第 1 号から第 6 号までのすべての書類を揃え、申請書に添付する必要があります。

(変更の認定)

第二十四条 前条第一項の認定を受けた製造業者等は、同条第二項第二号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(条文の趣旨)

第 24 条は、第 23 条の再商品化等の認定に関する変更について定めています。

第 1 項では、自ら、又は指定法人以外の者に委託することによる再商品化等の認定についての変更に係る事項を定めています。また、第 2 項では、申請の際の申請書類の記載事項や主務大臣の認定の手続きについては、前条を準用することを定めています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(変更の認定)

第十三条 法第二十四条第一項の変更に関する認定については、第十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「第二十三条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「法第二十四条第二項において準用する法第二十三条第二項」と読み替えるものとする。

第十四条 法第二十四条第二項において準用する法第二十三条第二項の主務省令で定める書類は、第十二条に掲げる書類（当該再商品化等に必要となる行為の用に供する施設の変更のみをしようとする場合には、同条第五号及び第六号に掲げる書類に限る。）とする。

規則第 13 条及び第 14 条では、変更の認定手続は再商品化等認定を受ける手続に準拠することを規定しています。つまり、変更の認定を受けようとする場合には、再商品化等認定を受けた時と同様に、認定を受けようとする日の 2 ヶ月前までに、申請書に必要書類（規則第 12 条）を添付して主務大臣に提出する必要があります。

添付する書類も、規則第 12 条に掲げられた書類を添付して提出する必要があります。

ありますが、リサイクルプラントに関する変更のみの場合には、規則第 12 条第 5 号及び第 6 号の書類のみの添付で構いません。

(認定の取消し)

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の認定に係る再商品化等が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(条文の趣旨)

第 25 条は、第 23 条の再商品化等の認定を受けて自ら又は指定法人以外の者に委託して特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を実施する製造業者等の認定を、第 23 条第 1 項の認定の要件に 1 つでも適合しなくなった場合には、取り消すことができることを定めています。

なお、一度認定の取消しを受けた製造業者等は、再び認定を受けようとするときには、改めて第 23 条第 2 項の申請書を作成し、主務大臣に提出しなければなりません。

(表示)

第二十六条 製造業者等は、特定家庭用機器を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、これに当該特定家庭用機器の製造等をした者としての表示を付さなければならない。

(条文の趣旨)

第 26 条は、各特定家庭用機器について、それが廃棄物となったものの再商品化等をする義務を負う者を確定するため、特定家庭用機器を製造又は輸入した者に対し、自らが製造又は輸入したことを示す表示をその特定家庭用機器に付けることを義務づけています。

なお、本条の施行前に出荷等されているものについては、当然ながら本条の規定は適用されません。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(表示の方法)

第十五条 法第二十六条の規定による表示は、製造業者等の名称を当該特定家庭用機器の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により行うものとする。

規則第 15 条では、表示の方法を具体的に定めています。

製造業者等は、自社の名称（個人業者である場合には氏名）を、特定家庭用機器の表面の見やすい場所に容易に消えない方法で表示しなければなりません。また、電気用品取締法や家庭用品品質表示法に基づき、すでに製造業者等の名称（氏名）が表示されている場合には、当該表示をもって法第 26 条の表示とみなされます。

(指導及び助言)

第二十七条 主務大臣は、製造業者等に対し、第十七条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(条文の趣旨)

第 27 条は、主務大臣が製造業者等に対し、第 17 条及び第 18 条で規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り及び再商品化等の実施を確保するために必要がある場合には、指導及び助言をすることができることを定めています。

(用語の解説)

1 . 「必要な指導及び助言」

「必要な」とは、本条に基づいて行われる「指導及び助言」が、特定家庭用機器廃棄物の引取り及び再商品化等に必要な行為の実施を確保すること等を目的とするものに限定されることを意味しています。

2 . 「指導及び助言」の具体的内容について

「指導及び助言」は、第 28 条に基づく勧告・命令とは異なり、製造業者等の特定家庭用機器廃棄物の引取り・再商品化等に必要な行為の適切かつ確実な実施を図るため、主務大臣により製造業者等一般に対し必要な情報の提供を行うということを目的としています。具体的には、主務官庁の職員等が、個々の製造業者等や事業者団体等を対象に、説明会の開催、パンフレット類の配布、現地での指導等を行うことを想定しています。

(勧告及び命令)

第二十八条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は再商品化等に必要な行為をしない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、当該引取り又は再商品化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(条文の趣旨)

第 28 条は、第 27 条に規定する指導及び助言によっても、特定家庭用機器廃棄物の引取り及び再商品化等に必要な行為を行わない製造業者等に対し、より強い行政措置である勧告、命令を行うことができることを定めています。

(用語の解説)

「 正当な理由 」(第 1 項、第 2 項)

第 1 項の「 正当な理由 」と第 2 項の「 正当な理由 」については、意味するところが若干異なっています。

すなわち、第 1 項の「 正当な理由 」は、「 第 9 条の「 正当な理由 」と同じで、例えば、天災等の事由により引取りのための指定引取場所や再商品化等のための施設が破損している等の不可抗力により、引取行為を行うことができないとき、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者が、製造業者等の請求する料金の支払いを拒否しているときを指します。

一方、勧告に比べてより強制的である命令を課す場合には、これに反した場合罰則も課せられるため、その対象となる製造業者等に固有の特殊な事情を考慮する必要があることから、第 2 項の「 正当な理由 」には、そのような事情も含まれ得るものと解されます。

(指定引取場所の配置等)

第二十九条 製造業者等は、指定引取場所の設置に当たっては、地理的条件、交通事情、自らが製造等をした特定家庭用機器の販売状況その他の条件を勘案して、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の能率的な実施及び小売業者、第三十二条第一項に規定する指定法人又は市町村による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(条文の趣旨)

第 29 条は、小売業者等から製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の円滑な引渡しのため、製造業者等が指定引取場所を設置するに当たって必要な事項を定めています。

(用語の解説)

1. 「地理的条件、交通事情、自らが製造等をした特定家庭用機器の販売状況その他の条件」(第1項)

指定引取場所の配置によっては、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を行う者(小売業者等)の当該収集・運搬に要する費用が高額になり、実際の引渡しが困難になる可能性があることから、製造業者等はその適正な配置に努めなければなりません。

その際、製造業者等は、指定引取場所が設置される地域が例えば、山間部かどうか(地理的条件)、道路網の整備状況はどうか(交通事情)を考慮するとともに、自ら製造又は輸入をした製品が主として日本の中のこういった地域を販路としており、こういった地域から排出される量が多いか(販売状況)を考慮しなければなりません。

2. 「適正に配置」(第1項)

「再商品化等に必要な行為の能率的な実施及び小売業者、第三十二条第一項に規定する指定法人又は市町村による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう」とは、必要以上に指定引取場所を設置す

れば、指定引取場所の設置・維持費等が製造業者等の請求する料金を上昇させることとなり、あまりに指定引取場所が少なければ、小売業者や市町村等の負担が重くなり、彼らの請求等する収集・運搬に関する料金が高くなることとなるので、そのような事態を避けるようにとの意味です。

言い換えれば、前者は指定引取場所の密度を過大にすべきでない、後者は指定引取場所の密度を過小にすべきでないという要請であり、この2つの要請の調和を図って、指定引取場所を配置するということが「適正に配置」ということの意味となります。

3. 「主務省令で定めるところにより」(第2項)

指定引取場所の場所を示した表の配布などによる小売業者等への公表の方法について主務省令で定めます。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(指定引取場所の公表の方法)

第十六条 法第二十九条第二項の規定による公表は、当該指定引取場所の所在地及び当該指定引取場所を管理する者の氏名又は名称を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

規則第16条では、指定引取場所の所在地及びその管理者の氏名又は名称を、毎日刊行される新聞(時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙)への掲載、自社あるいは再商品化等を委託した指定法人のホームページに掲載する等、インターネットを利用する方法、その他適切な方法で、指定引取場所の公表を行うことを規定しています。

(市町村長等による申出)

第三十条 市町村の長及び小売業者は、製造業者等が指定引取場所を適正に配置していないことにより、当該製造業者等が第十七条の規定により引き取るべき特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への引渡しに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

(条文の趣旨)

第30条は、製造業者等が指定引取場所を適正に配置していないことにより、排出者から収集した特定家庭用機器廃棄物の円滑な引渡しに支障をきたしている小売業者や市町村の長が、迅速にその引渡しを確保するための措置を講じるため、主務大臣に対して申出を行えることを定めています。

(用語の解説)

1. 「引渡しに著しい支障をきたす事態」

指定引取場所の設置密度が非常に低く、小売業者や市町村が遠くまで、その収集した特定家庭用機器廃棄物を運搬しなければならず、これらの者が非常に過度な負担を負う結果、円滑な引渡しに著しい影響が生じている事態を指します。

2. 「主務省令で定めるところにより」

市町村の長及び小売業者が主務大臣に対し行う申出書の提出等の手続きについて主務省令で定めます。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(市町村長等による申出の方法)

第十七条 市町村の長及び小売業者は、法第三十条の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を主務大臣に提出するものとする。

- 一 申請者が市町村の長である場合には、当該市町村の名称
- 二 申請者が小売業者である場合には、氏名又は名称及び当該申出に係る

- | |
|-------------------------------------|
| 本店又は支店の所在地 |
| 三 当該製造業者等の氏名又は名称及び当該申出に係る指定引取場所の所在地 |
| 四 当該事態が生ずるおそれがあると認める相当の理由 |

規則第17条では、申し出の方法を具体的に定めています。

市町村の長が申し出る場合には、

市町村の名称

指定引取場所を適正に配置していないと考えられる製造業者等の名称（個人業者である場合には氏名）及び当該製造業者等が配置した最寄りの指定引取場所の所在地

引渡しに支障が生じていると考えられる相当の理由

を記載した申出書を、経済産業大臣及び環境大臣に、それぞれ一通ずつ提出する必要があります。

小売業者が申し出る場合には、

小売業者の名称（個人業者である場合には氏名）及び引渡しの業務に支障が生じていると考えられる小売店舗の所在地

指定引取場所を適正に配置していないと考えられる製造業者等の名称（個人業者である場合には氏名）及び当該製造業者等が配置した最寄りの指定引取場所の所在地

引き渡しに支障が生じていると考えられる相当の理由

を記載した申出書を経済産業大臣及び環境大臣に、それぞれ一通ずつ提出する必要があります。

(指定引取場所に係る勧告)

第三十一条 主務大臣は、前条の規定による申出があった場合において、同条に規定する事態の発生を回避することにより特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため特に必要があると認めるときは、当該申出に係る製造業者等に対し、当該申出をした市町村又は小売業者による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

(条文の趣旨)

第31条は、第30条の規定により、小売業者や市町村の長から申出がなされた場合に、主務大臣が当該申出の対象となった製造業者等に対し、指定引取場所の設置の勧告を行うことができることを定めています。

(用語の解説)

「特に必要があると認めるとき」

指定引取場所の適正な配置について、小売業者や市町村による「当該製造業者等への円滑な引渡しが確保されるように」という要請と、「再商品化等に必要となる行為の能率的な実施が確保されるように」という要請の双方を踏まえた上で、特にその必要性があると主務大臣が判断した場合に勧告をすることとなります。

第5章 指定法人

(指定等)

第三十二条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「再商品化等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、主務省令で定める区分ごとに、その申請により、再商品化等業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(条文の趣旨)

第32条は、製造又は輸入の規模が相対的に小さい特定製造業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化を行ったり、製造業者等が不存在となった特定家庭用機器廃棄物の再商品化を行うなど、本法律の仕組みを補完する役割を担う指定法人の主務大臣による指定について定めています。

(用語の解説)

1. 「一般社団法人又は一般財団法人」(第1項)

指定法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）に基づき設立される一般社団法人又は一般財団法人でなければなりません。（注：平成25年11月30日までは、民法（明治29年法律第89号）旧第34条の規定により設立された法人（特例民法法人（特例社団法人・特例財団法人））も含まれます。）

このような公益法人のうち、第33条に掲げる再商品化等の業務を適正かつ確実に行うことが可能な組織・人員・体制等を備えているものを、申請に基づき主務大臣が指定します。

2. 「主務省令で定める区分ごとに」(第2項)

本法律では、特定家庭用機器を政令で指定することとなっております。指定法人が行う再商品化等の業務は、この政令で指定する特定家庭用機器ごとに差違があるため、一つの法人が全ての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を適正かつ確実に実施できる能力を備えていない可能性があります。したがって、特定家庭用機器ごとに指定することとしています。なお、これは一つの法人が複数の区分の特定家庭用機器について指定法人としての指定を受けることを妨げるものではありません。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(指定法人の指定区分)

第十八条 法第三十二条第一項の主務省令で定める区分は、特定家庭用機器廃棄物ごとの区分とする。

規則第18条では、指定法人の申請区分について具体的に定めています。

指定法人は、特定家庭用機器廃棄物の区分(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の区分)ごとに、指定を受けることとなります。

現在指定されている(財)家電製品協会は、これら4品目の区分すべてについて指定を受けています。

(業務)

第三十三条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 製造業者等であってその製造等に係る特定家庭用機器の量が主務省令で定める要件に該当するもの（以下「特定製造業者等」という。）の委託を受けて、当該特定製造業者等が再商品化等をすべき特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。
- 二 第十七条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。
- 三 市町村の長の申出を受けて、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域の住民からの求めに応じ、当該地域に係る市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物又は当該住民が排出する特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をすべき者に引き渡すこと。
- 四 特定家庭用機器廃棄物の排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関する調査並びに特定家庭用機器廃棄物の適正な排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施の確保に関する普及及び啓発を行うこと。
- 五 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関し、排出者、市町村等の照会に応じ、これを処理すること。

(条文の趣旨)

第 33 条は、指定法人が行う業務の内容を定めています。指定法人は次のような業務を行います。

(1) 特定製造業者等の委託を受けて行う再商品化等に必要な行為（第 1 号）

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を確実に実施するためには、再商品化等のための施設の確保が必要となるほか、全国的に指定引取場所を確保することも必要となりますが、中小規模の製造業者等が全国的にこれらの施設や指定引取場所を確保することは困難であり、また、制度の効率的な実施に反する場合も想定されます。このため、確実にこれらの施設等を確保し、義務が適切に履行されるよう特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の受託先が提供されることが必要となるため、指定法人がこの業

務を行うこととしています。なお、これは、特定製造業者等が指定法人以外の処理業者や他の製造業者等に委託をすることを妨げるものではありません。

(2) 引き取るべき製造業者等が存在しない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為(第2号)

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為は当該特定家庭用機器を製造又は輸入をした製造業者等が担うこととなりますが、この製造業者等が倒産等により不存在となっていたり、その所在を知り得ない場合には、排出者や小売業者が引き渡す先が存在せず、再商品化等を行うことができません。そこで、このような状況にある特定家庭用機器廃棄物を引き取り、再商品化等に必要な行為を実施する業務を指定法人が行うこととしています。

(3) 特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引き渡しが困難な地域における引渡し(第3号)

特定家庭用機器廃棄物の製造業者等又は指定法人への引渡しに支障があるため、結果的に再商品化等が円滑に行われなない場合に、このような引渡しに支障が生じている地域において排出される特定家庭用機器廃棄物を引き取って製造業者等に引き渡す業務を指定法人が行うこととしています。

(4) 普及啓発(第4号)

本法律による特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の仕組みは、従来の廃棄物処理と異なるものであり、特に、消費者や事業者に適正な排出と料金の支払いを求めていることから、本法律の意義などについて明確にし、国民各層の理解を深めることが重要です。指定法人は、再商品化に係る業務を行うに当たって、関係者と広く接する立場にあることから、このような普及啓発を指定法人の業務としています。

(5) 照会対応(第5号)

本法律による特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の円滑な実施を図るため、指定引取場所の所在地等に関する市町村や消費者等の照会に応じ、必要な情報を提供することが、関係者の便宜の向上に資することから、これを指定法人の業務としています。

(用語の解説)

1. 「主務省令で定める要件」(第1項第1号)

政令で定める特定家庭用機器ごとの製造又は輸入の数量が、一定の量より少ないことを特定製造事業者等に該当する要件として主務省令で定めます。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(特定製造業者等の要件)

第十九条 法第三十三条第一号の主務省令で定める要件は、委託の直前三年間の特定家庭用機器の生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が、次の各号に掲げる特定家庭用機器ごとに、当該各号に掲げる台数に満たないこととする。

- 一 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十一年政令第三百七十八号。以下「令」という。）第一条第一号に掲げる特定家庭用機器 九十万台
- 二 令第一条第二号に掲げる特定家庭用機器 九十万台
- 三 令第一条第三号に掲げる特定家庭用機器 四十五万台
- 四 令第一条第四号に掲げる特定家庭用機器 四十五万台

規則第 19 条では、特定製造業者等に該当する要件を具体的に定めています。指定法人に委託をしようとする時点において、直前 3 年間の総国内出荷台数が、

エアコンについては 90 万台未満

テレビについては 90 万台未満

冷蔵庫・冷凍庫については 45 万台未満

洗濯機・衣類乾燥機については 45 万台未満

である製造業者等は、特定製造業者等としてリサイクルに係る業務を指定法人に委託することができます。

2. 「第十七条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確認することができない」(第 1 項第 2 号)

「存しないとき」とは、当該特定家庭用機器を製造又は輸入をした製造業者等が、既に人格として存在していない場合をいい、自然人であれば自然人が死亡した場合であり、法人であれば倒産等により法人が解散してしまった場合等がこれに当たります。

また、「確認できないとき」とは、当該特定家庭用機器の再商品化等を義務づけられる者が消滅してしまっていること等から明確でなく、そのため、存在しているか否かを、把握することができない場合を指します。

3. 「主務省令で定める条件」(第 1 項第 3 号)

例えば、近隣に小売業者が存しないこと、製造業者等の指定引取場所が存しないこと等により、特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引渡しが著し

く困難となっている事態などを主務省令で定めます。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(引渡しに支障が生じている地域の条件)

第二十条 法第三十三条第三号の主務省令で定める条件は、地理的条件、交通事情その他の条件により、最寄りの指定引取場所までの運搬が、他の地域に比して著しく困難となっていることとする。

規則第 20 条では、引き渡しに支障が生じている地域の条件について具体的に定めています。

主務大臣は、法第 30 条（規則第 17 条）に基づいて市町村長又は小売業者から提出された申出書を受け、その申出に係る地域が引渡しに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがあるか否かについて検討します。その結果、特に必要があると認めるときは、法第 31 条に基づいて、当該製造業者等に円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告します。

しかしながら、製造業者等の指定引取場所の配置は、製造業者等により指定引取場所からリサイクルプラントまでの運搬効率についても考慮する必要があり、どのような地域にも設置できるものではありません。

かかる状況等を勘案し、地理的条件、交通事情などにより、最寄りの指定引取場所までの特定家庭用機器廃棄物の運搬が他の地域に比して著しく困難になっている地域については、主務大臣が当該地域を公示し、当該地域における排出者から指定引取場所までの収集・運搬を指定法人が行うこととなります。

(料金等の公表)

第三十四条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、前条第二号及び第三号に掲げる業務に関する料金その他主務省令で定める事項について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 指定法人は、特定家庭用機器を使用する者から求められたときは、その求めに応じ、主務省令で定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第二十条第一項又は前項の規定により公表された料金について、その者に示さなければならない。

(条文の趣旨)

第34条は、指定法人の請求する料金の適正化を図るため、指定法人が特定家庭用機器廃棄物の引取りを定めた排出者に請求する料金の設定等に当たって、遵守しなければならない事前公表について規定するものです。

指定法人が特定家庭用機器廃棄物の引取りに際し請求することとなる引取りや引渡し、又は再商品化等に必要な行為に関する料金を予め公表するよう定めているのは、消費者に十分な情報を提供するためです。なお、第34条第2項で、公表する料金は第33条第2号及び第3号に掲げる業務に関するものであり、同条第1号に掲げる業務に関するものは含まれていません。第1号の料金の公表は、指定法人に委託をする特定製造業者等がこれを行うためです。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(指定法人の料金の公表)

第二十一条 第八条の規定は、法第三十四条第一項の規定による公表について準用する。

第二十二条 法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、法第三十三条第二号に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所の所在地とする。

規則第21条では、指定法人の料金の公表方法として、品目別（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）に、毎日刊行される新聞（時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙）への掲載、自らのホームページに掲載する等のインターネットを利用する方法、その他適切な方法で、当該料金の公表を行うことを規定しています（規則第8条の準用）。

また、規則第22条では、指定法人が特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所（指定法人の指定引取場所に相当します。）についても、同様の方法で公表しなければならないことを規定しています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

（指定法人の料金の応答の方法）

第二十三条 第六条の規定は、指定法人について準用する。この場合において、同条中「第十三条第四項」とあるのは、「第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

規則第23条では、指定法人が消費者等特定家庭用機器のユーザーから求められた場合に、法第20条第1項の規定により製造業者等により公表されたりサイクル料金、指定法人により公表された法第33条第2号及び第3号の業務に関する料金が記載されたリーフレット（料金表）を配布する、あるいは当該料金について電話で回答する等の方法により、当該料金についての問い合わせに対応しなければならないことを規定しています。（規則第6条の準用）。

(再商品化等業務規程)

第三十五条 指定法人は、再商品化等業務を行うときは、その開始前に、再商品化等業務の実施方法、第三十三条第一号の委託に係る料金（以下「委託料金」という。）の額の算出方法並びに同条第二号及び第三号に規定する業務に関する料金その他の主務省令で定める事項について再商品化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 再商品化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法並びに第三十三条第二号及び第三号に掲げる業務に関する料金が適正かつ明確に定められていること。

二 指定法人及び指定法人との間に第三十三条第一号の委託に係る契約（以下「再商品化等契約」という。）又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化等業務規程が再商品化等業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その再商品化等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(条文の趣旨)

第 35 条は、指定法人が再商品化等の業務の実施方法等について定めた再商品化等業務規程を策定し、主務大臣の認可を受けなければならないことを定めています。製造業者等の場合と異なり指定法人については、引取義務や再商品化等実施義務等や料金収受に関する具体的な規定はありませんが、これらについては、この再商品化等業務規程において具体的に定められることとなります。

再商品化等業務規程においては、再商品化等の実施方法、第 33 条第 1 項により特定製造業者等から再商品化等に必要な行為を受託する場合の委託料金の算出方法、第 33 条第 2 号及び第 3 号に掲げる業務に関する料金などを定めることとなります。

また、再商品化等業務規程の内容の適切性、公正性等を担保するため、その認可に当たって、次のような要件を定めています。

- (1) 再商品化等業務の実施方法、特定製造業者等の支払う委託料金の算出方法や消費者に対し請求することとなる収集・運搬や再商品化等に関する料金について、適正かつ明確に定められていること。(第 2 項第 1 号)
- (2) 指定法人との間で再商品化等契約を締結する特定製造業者等及び指定法人との間で特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施を請け負う契約を締結する者(実際に再商品化等を行う廃棄物処理業者などの事業者) が責任を持って行う事項と委託料金の具体的な収受に関する事項について適正かつ明確に定められていること。(第 2 項第 2 号)
- (3) 特定の者(例えば一部の特定製造業者など) に対し委託料金の設定などにおいて不当な差別的取扱いをするものとなっていないこと。(第 2 項第 3 号)
- (4) 再商品化義務を指定法人に委託する特定製造事業者等や、指定法人が行うべき特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬や再商品化等を委託を受けて行う事業者などの関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。(第 2 項第 4 号)

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(再商品化等業務規程)

第二十四条 法第三十五条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 再商品化等業務の実施方法
- 二 委託料金の額の算出方法
- 三 法第三十三条第二号及び第三号に規定する業務に関する料金の額の算出方法
- 四 指定法人及び指定法人との間に再商品化等契約又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施の契約(以下「再商品化等実施契約」という。) を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項

規則第 24 条では、再商品化等業務規程に定めるべき事項について具体的に

規定しています。

具体的には、

- 1 再商品化等業務の実施方法（リサイクル等の実施方法）
- 2 特定製造業者等との委託契約料金の額の算出方法
- 3 法第 33 条第 2 号業務及び第 3 号業務に関する料金の額の算出方法
- 4 リサイクル業務を行うにあたり、指定法人が果たすべき責任、特定製造業者等が果たすべき責任、指定法人がリサイクル業務を他者に委託する場合、委託されるリサイクル業務についてその受託者が果たすべき責任

の 4 つの項目について規定しなければなりません。

(事業計画等)

第三十六条 指定法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再商品化等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再商品化等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(条文の趣旨)

第36条は、指定法人が毎事業年度、再商品化等業務に関する事業計画、収支予算書、事業報告書を作成し、主務大臣の認可を受けるべきこと、及び収支決算書を作成すべきことを定めています。

これらの書類の作成を指定法人に義務づけているのは、指定法人が行う再商品化等業務の適正性及び確実性を確保するため、主務大臣がこれらの書類によって指定法人の業務運営の状況を確認する必要があるからです。

<省令>

<特定家庭用機器再商品化法施行規則>

(事業計画等)

第二十五条 指定法人は、法第三十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を主務大臣に提出して申請しなければならない。

2 指定法人は、法第三十六条第一項後段の規定による事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を主務大臣に提出して申請しなければならない。

第二十六条 指定法人は、法第三十六条第二項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して主務大臣に提出しなければならない。

規則第 25 条第 1 項では、指定法人は、各事業年度開始前に主務大臣から事業計画書・収支予算書の認可を受けなければならないことを規定しています。また、第 2 項では、変更の認可を受ける際には、変更しようとする事項とその理由を記載した書類を提出する必要があることを規定しています。

規則第 26 条では、指定法人は、各事業年度毎に、各事業年度終了後 3 ヶ月以内に事業報告書及び収支決算書を、貸借対照表（バランスシート）を添えて主務大臣に提出しなければならないことを規定しています。

(業務の休廃止)

第三十七条 指定法人は、主務大臣の許可を受けなければ、再商品化等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(条文の趣旨)

本条は、指定法人が再商品化等業務の一部又は全部を休止又は廃止するためには、主務大臣の許可を受けなければならないことを定めています。

いったん再商品化業務を開始した指定法人が自己の都合のみによって当該業務を停止することは、本法律に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の実施に支障をきたすおそれがあるため、指定法人の再商品化等業務の休廃止について主務大臣の許可を要件としています。

(用語の解説)

1. 「休止」

指定法人が期間を定めて再商品化等業務を停止すること（再開の目途・期日をもって業務を停止すること）です。

2. 「廃止」

期間を定めずに再商品化等業務を停止することです。

(契約の締結及び解除)

第三十八条 指定法人は、再商品化等契約の申込者が再商品化等契約を締結をしていたことがある特定製造業者等である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化等契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、再商品化等契約を締結した特定製造業者等の当該再商品化等契約に係るすべての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしたとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化等契約を解除してはならない。

(条文の趣旨)

第 38 条は、指定法人と特定製造業者等との間の再商品化等契約の締結及びその解除について一定の制限を設けることを定めています。

指定法人の再商品化等業務のうち、第 33 条第 1 号に掲げる業務は、特定製造業者等が自ら再商品化等を行うことができない場合に再商品化等の委託先を見つけることができなかつたときの補完措置として位置づけられます。

したがって、この場合、指定法人と特定製造業者等の関係は民事上の委託契約であり、その締結については本来契約自由の原則が適用され、解除については民法に基づいて解除権が発生する場合には認められることとなります。しかしながら、特定製造業者等にとって再商品化等契約が重要なものであることから、指定法人側からの契約締結の拒否、契約の解除について制限を設けることとしています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(契約の締結及び解除)

第二十七条 法第三十八条第一項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 再商品化等契約の申込者が次条第三号及び第四号に規定する理由により再商品化等契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。

- 二 再商品化等契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったこと。

第二十八条 法第三十八条第二項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 特定製造業者等が再商品化等契約に係る特定家庭用機器の製造等をしなくなったこと。
- 二 特定製造業者等が第十九条に規定する要件に該当しなくなったこと。
- 三 再商品化等契約を締結した特定製造業者等（次号及び第三十条第一号イにおいて「契約者」という。）が支払期限後二月以内に委託料金を支払わなかったこと。
- 四 契約者が再商品化等業務規程に定める契約者の責任に関する事項に違反したこと。

規則第 27 条、第 28 条では、再商品化等契約の締結を拒絶できる場合、また、再商品化等契約を解除できる場合の理由を具体的に定めています。

規則第 27 条では、指定法人が再商品化等契約の締結を拒絶できる理由として、

再商品化等契約を解除されてから 1 年未満の者である場合

再商品化等契約の申込者が虚偽の申請等、不正な行為を行った場合を規定しています。

また、規則 28 条では、指定法人が再商品化等契約を解除できる理由として、特定製造業者等が、契約している特定家庭用機器の製造等をしなくなった場合

特定製造業者等が、特定製造業者等の要件を越えた場合（例えば、エアコンの場合、3 年間の国内出荷台数が 90 万台以上となったこと。）。

契約をしている特定製造業者等が、委託料金を支払わなかった場合。

契約をしている特定製造業者等が、再商品化等業務規程に規定されている契約者の責任に関する事項に違反した場合。を規定しています。

(帳簿)

第三十九条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、再商品化等業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(条文の趣旨)

第 39 条は、指定法人が帳簿に必要事項を記載し、これを保存しなければならないことを定めています。

(用語の解説)

1. 「主務省令で定めるところにより」

帳簿の閉鎖の頻度、帳簿の保存期間等を主務省令で定めます。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(帳簿)

第二十九条 指定法人は、法第三十九条に規定する帳簿を毎年三月三十一日に閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。

第三十条 法第三十九条の主務省令で定める事項は、特定家庭用機器廃棄物ごとに、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 再商品化等契約を締結した場合当該再商品化等契約についてのイからニまでに定める事項
 - イ 契約者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 再商品化等契約を締結した年月日
 - ハ 再商品化等契約に係る委託料金の額
 - ニ 再商品化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを収受した年月日
- 二 再商品化等契約により委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化

- 等に必要な行為を実施する場合当該再商品化等についてのイ及びロに定める事項
- イ 再商品化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
 - ロ 再商品化等をした特定家庭用機器廃棄物の総重量
- 三 前号の再商品化等に必要な行為の全部又は一部について、再商品化等実施契約を締結する場合当該再商品化等実施契約についてのイからチまでに定める事項
- イ 再商品化等実施契約により委託された再商品化等に必要な行為
 - ロ 再商品化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ハ 再商品化等実施契約（特定家庭用機器廃棄物の運搬のみに係るものを除く。）により委託を受けた者の有する当該再商品化等実施契約に係る特定家庭用機器廃棄物の再商品化等施設
 - ニ 再商品化等実施契約により委託された再商品化等に必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総重量又は台数（収集及び運搬のみを行う場合に限る。）
 - ホ 再商品化等実施契約を締結した年月日
 - ヘ 再商品化等実施契約により委託された再商品化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
 - ト 再商品化等実施契約に係る委託に係る料金の額
 - チ 再商品化等実施契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日
- 四 法第三十三条第二号に掲げる業務を行う場合当該業務についての第二号イ及びロに定める事項
- 五 前号の業務の全部又は一部について、再商品化等実施契約を締結する場合当該再商品化等実施契約についての第三号イからチまでに定める事項
- 六 法第三十三条第三号に掲げる業務を行う場合当該業務についての同号の公示に係る地域ごとのイ及びロに定める事項
- イ 引渡しを開始した年月日及び終了した年月日
 - ロ 引渡しを行った特定家庭用機器廃棄物の総重量又は台数
- 七 前号の業務の全部又は一部について、特定家庭用機器廃棄物の引渡しの契約（以下この号において「引渡契約」という。）を締結する場合当該引渡契約についてのイからへまでに定める事項
- イ 引渡契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

ロ 引渡契約により委託された引渡しを行った特定家庭用機器廃棄物の
総重量又は台数

ハ 引渡契約を締結した年月日

ニ 引渡契約により委託された引渡しを開始した年月日及び終了した年
月日

ホ 引渡契約に係る委託に係る料金の額

ヘ 引渡契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月
日

規則第 29 条、第 30 条では、指定法人の帳簿について具体的に定めています。
規則第 29 条では、1 年ごとに帳簿をまとめ、10 年間保存しなければならない
ことを規定しています。

規則第 30 条では、帳簿の記載事項について定めています。具体的には、

再商品化等契約（指定法人と特定製造業者等の間の契約です。）に関する
事項

再商品化等実施契約（指定法人と、指定法人が再商品化等に必要な行為を
委託する者との間の契約です。）に関する事項

その他、指定法人の再商品化等に必要な行為（リサイクル業務など）に関
する事項

などについて、帳簿に記載しなければならないことを規定しています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

（電磁的方法による保存）

第三十一条 前条に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が
必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができ
るようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十九条に
規定する帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、主務大臣が定める基準を確保す
るよう努めなければならない。

規則第 31 条では、指定法人の帳簿について、電磁的データによる保存を認めています。

規則第 30 条に掲げられた帳簿の記載事項が、必要に応じて直ちにパソコンの画面等に表示されるような状態で保存されているならば、パソコン等で扱う電磁的データとして、フロッピーディスクやハードディスク等に保存することも可能です。また、その際には、第 2 項に規定されている基準（厚生省・通商産業省平成 12 年告示第 5 号「電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準」）を確保するように努める必要があります。

(報告及び立入検査)

第四十条 主務大臣は、再商品化等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化等業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、再商品化等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(条文の趣旨)

第 40 条は、指定法人に対する主務大臣の報告徴収、立入検査に関する事項を定めています。

この指定法人に対する報告徴収及び立入検査は、再商品化等業務の適正な運営を確保するために、つまり、再商品化等に必要な行為の実施状況を把握し、その結果を踏まえて必要な指導等を行うために、「必要な限度において」実施されるものです。したがって、必ずしも定期的に行うことを前提としておらず、主務大臣が必要と認めた場合に実施されることとなります。

また、国家権力の行使による立入検査は私権の重大な制限になりうることから、その権限行使の乱用を避けるため、立入検査を行う職員は、常に身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示することにより、その身分を明らかにするよう定めています。

さらに、立入検査があくまで行政措置であり、犯罪捜査（刑事訴訟手続）のための手続きの一環として行使されることはあってはなりません。

したがって、この報告徴収及び立入検査は、指定法人が犯罪行為を行った場合に行われるものではなく、再商品化等業務の円滑かつ効率的な運営のために、主務大臣が必要と認めた場合に実施されるものです。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(身分を示す証明書)

第三十二条 法第四十条第二項の証明書の様式は、様式第一のとおりとする。

規則第 32 条では、立入検査の際に経済産業省（各地方の経済産業局）又は環境省（各地方の環境事務所）の職員が携行すべき身分証明書の様式を定めています。

(監督命令)

第四十一条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化等業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(条文の趣旨)

第 41 条は、主務大臣が指定法人に対して行う監督上必要な命令について定めています。

指定法人が本条の規定に基づく主務大臣の命令に従わない場合の罰則規定は設けられていませんが、主務大臣は第 42 条第 1 項第 3 号の規定に基づき指定の取消しによって対処することができます。

(用語の解説)

「 監督上必要な 」

指定法人が行うべき再商品化等の履行を確保するという事に留まらず、再商品化等費用や委託料金の収受の方法、指定引取場所の設置等指定法人の事業運営全般の適正性を確保する上で必要であるという意味です。

(指定の取消し等)

第四十二条 主務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 再商品化等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - 二 指定に関し不正の行為があったとき。
 - 三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第三十五条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化等業務規程によらないで再商品化等業務を行ったとき。
- 2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(条分の趣旨)

第 42 条は、指定法人が再商品化等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、指定に際し不正の行為があったとき、第 32 条から第 41 条までの規定に違反したとき、又は再商品化等業務規程によらないで再商品化等業務を行ったときのいずれか 1 つに該当した場合、主務大臣が当該指定法人に係る指定を取り消すことができることを定めています。

(用語の解説)

1 . 「命令」(第 1 項第 3 号)

本法律の規定に基づいて発される政令、省令等の行政庁が定める法令のことを指します。

2 . 「処分」(第 1 項第 3 号)

本法律に基づき主務大臣が行う命令等の行政処分を指します。

第6章 雑則

(特定家庭用機器廃棄物に係る管理票)

第四十三条 小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、第十条の主務省令で定める場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者は、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確認することができないときは、指定法人）（以下この条において「再商品化等実施者」という。）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該再商品化等実施者に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。

3 再商品化等実施者は、前項の規定により小売業者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該小売業者に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該再商品化等実施者は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 小売業者は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(条文の趣旨)

第43条は、特定家庭用機器廃棄物が小売業者から製造業者等に適切に引き渡されることを確保するための管理票制度について定めています。

管理票は、特定家庭用機器廃棄物の流れに並行して交付及び回付されることとなります。

(用語の解説)

1. 「第十条の主務省令で定める場合」(第1項)

第1項では、小売業者が管理票を発行する必要があるのは、「排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るとき」であって、「第十条の主務省令で定める場合」でないとき、すなわち、

小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物を自ら特定家庭用機器として再度使用する場合

小売業者自らが、いわゆる「リサイクルショップ」となる場合

いわゆる「リサイクルショップ」に譲り渡す場合

の3つの場合でない場合としています。

本法律では、廃棄物となった特定家庭用機器についてのみ製造業者等への引渡しを小売業者に義務付けているため、これに該当しない再使用の場合について管理票制度を適用しないために、このような規定を設けています。

2. 「主務省令で定める事項を記載し」【管理票の記載事項】(第2項)

小売業者が管理票を発行する際に、記載すべき事項が規則第33条で定められています。

<省令>

<特定家庭用機器再商品化法施行規則>

(小売業者の管理票の記載事項)

第三十三条 法第四十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該管理票の交付年月日
- 二 当該排出者の氏名又は名称及び電話番号
- 三 当該小売業者の氏名又は名称及び当該特定家庭用機器廃棄物を引き取る本店又は支店の所在地
- 四 引き取る特定家庭用機器廃棄物
- 五 再商品化等実施者の氏名又は名称

管理票には、小売業者や製造業者等がその管理票に係る特定家庭用機器廃棄

物の引取り及び引渡しの状況を管理し、また、排出者からの閲覧請求に適切に対応するために必要な事項を記載するよう省令で定めています。

規則第 33 条のうち、第 4 号は引き取る特定家庭用機器廃棄物の種類を記載（「冷蔵庫」等と記載）することを規定しており、第 5 号ではリサイクル義務者（製造業者等又は指定法人）の氏名又は名称を記載することを規定しています。

なお、管理票は特定家庭用機器廃棄物を排出者から小売業者が引き取って製造業者等に引き渡すまでの間の情報を管理するためのものなので、製造業者等が引き取った後の特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の実施状況については記載する必要はありません。

また、規則第 34 条では、小売業者から排出者への管理票の交付方法について定めています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

（小売業者による排出者への管理票の写しの交付）

第三十四条 法第四十三条第一項の規定による管理票の写しの交付は、次により行うものとする。

- 一 当該特定家庭用機器廃棄物一品ごとに交付すること。
- 二 当該特定家庭用機器廃棄物を排出者から引き取る際に交付すること。
- 三 当該特定家庭用機器廃棄物並びに排出者の氏名又は名称及び電話番号が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、交付すること。

規則第 34 条では、管理票は、
特定家庭用機器廃棄物一品につき 1 枚
特定家庭用機器廃棄物を排出者から引き取る際に
管理票に記載した事項が間違いがないか確認し、
交付しなければならないことを規定しています。

規則第 35 条、第 36 条及び第 37 条では、小売業者から再商品化等実施者への管理票の交付方法と、これを受けた再商品化等実施者が小売業者に管理票を

回付する際に記載すべき事項と回付の方法について定めています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(小売業者による再商品化等実施者への管理票の交付)

第三十五条 法第四十三条第二項の規定による管理票の交付は、当該特定家庭用機器廃棄物を当該再商品化等実施者に引き渡す際に行うものとする。

(再商品化等実施者の管理票の記載事項)

第三十六条 法第四十三条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該特定家庭用機器廃棄物を引き取る指定引取場所（当該特定家庭用機器廃棄物を指定法人が引き取る場合には、その引取りを行った場所）
- 二 当該特定家庭用機器廃棄物を引き取った年月日

(再商品化等実施者による小売業者への管理票の回付)

第三十七条 法第四十三条第三項の規定による管理票の回付は、小売業者から当該管理票の交付を受けた際に行うものとする。

規則第 35 条では、小売業者は、再商品化等実施者に特定家庭用機器廃棄物を引き渡す際に、管理票を交付しなければならないことを定めています。

規則第 36 条では、小売業者からの管理票の交付を受けた再商品化等実施者が、管理票に記載すべき事項として、以下の事項を定めています。

小売業者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った指定引取場所の所在地又は名称

小売業者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った年月日

規則第 37 条では、再商品化等実施者は、小売業者から管理票の交付を受けたらすぐに、管理票に上記の事項を記入し、小売業者に当該管理票を回付しなければならないことを定めています。

3. 「主務省令で定める期間保存しなければならない」【管理票の保存期間】

(第 3 項、第 4 項)

規則第 38 条では、小売業者及び再商品化等実施者は、管理票及びその写しを、回付を受けた、又は回付した日から 3 年間保存しなければならないことを定めています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(再商品化等実施者の管理票の写し及び小売業者の管理票の保存期間)

第三十八条 法第四十三条第三項後段及び第四項の主務省令で定める期間は、三年とする。

この保存は、特定家庭用機器廃棄物が排出者から小売業者に引き渡された後、その特定家庭用機器廃棄物の引渡しの状況を記録として保存し、不適切な引渡しが行われた場合の確認を容易にし、排出者からの閲覧請求等に対応できるようにするためのものです。

第四十四条 指定法人は、第三十三条第三号に掲げる業務として排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取る場合であって、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等があるときは、管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に対し当該管理票の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った指定法人は、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該製造業者等に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。

3 製造業者等は、前項の規定により指定法人から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該指定法人に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該製造業者等は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 指定法人は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 指定法人は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者からその者から引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(条文の趣旨)

第44条は、指定法人が第33条第3号の規定に基づいて特定家庭用機器廃棄物を排出者から引き取った場合に、これを製造業者等に適切に引き渡されることを確保するための管理票制度について第43条と同様の内容を定めています。

なお、指定法人が第33条第3号の規定に基づいて排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物が、第33条第2号に該当するものである場合は、指定法人が再商品化等も行い、製造業者等に引き渡すこととはならないため、管理票の交付及び回付は義務づけられません。

(用語の解説)

1. 「主務省令で定める事項を記載し」(第1項)

管理票には、指定法人がその管理票に係る特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しの状況を管理し、また、排出者からの閲覧請求等に適切に対応するために必要な事項を記載するよう主務省令で定めることとなっています。なお、管理票は特定家庭用機器廃棄物を排出者から指定法人が引き取って製造業者等に引き渡すまでの情報を管理するためのものなので、製造業者等が引き取った後の特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の実施状況については記載する必要はありません。

2. 「主務省令で定める期間保存しなければならない」(第3項、第4項)

第3項及び第4項では、指定法人と製造業者等に管理票を主務省令で定める一定の期間保存するよう義務付けています。これは、特定家庭用機器廃棄物が排出者から指定法人に引き渡された後、その特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引渡しの状況を記録として保存し、不適切な引渡しが行われた場合の確認を容易にし、排出者からの閲覧請求等に対応できるようにするためです。したがって、保存期間はこれらの確認や閲覧請求等に対応するために必要な期間を主務省令で定めることとなります。

規則第39条から第44条では、指定法人が管理票を交付する際の記載事項及び管理票の保存期間等について定めていますが、これらはすべて、小売業者が管理票を交付する場合(規則第33条から第38条)に準じることとしています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(指定法人の管理票の記載事項)

第三十九条 第三十三条の規定は、法第四十四条第一項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三十三条第三号中「当該小売業者の氏名又は名称及び当該特定家庭用機器廃棄物を引き取る本店又は支店の所在地」とあるのは、「指定法人の名称」と読み替えるものとする。

(指定法人による排出者への管理票の写しの交付)

第四十条 第三十四条の規定は、法第四十四条第一項の規定による管理票の写しの交付について準用する。

(指定法人による製造業者等への管理票の交付)

第四十一条 第三十五条の規定は、法第四十四条第二項の規定による管理票の交付について準用する。

(製造業者等の管理票の記載事項)

第四十二条 第三十六条の規定は、法第四十四条第三項の主務省令で定める事項について準用する。

(製造業者等による指定法人への管理票の回付)

第四十三条 第三十七条の規定は、法第四十四条第三項の規定による管理票の回付について準用する。

(製造業者等の管理票の写し及び指定法人の管理票の保存期間)

第四十四条 第三十八条の規定は、法第四十四条第三項後段及び第四項の主務省令で定める期間について準用する。

(管理票の交付等の委託)

第四十五条 小売業者又は前条第一項に規定する指定法人は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を他の者に委託して行うときは、当該特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を受託した者(以下「収集運搬受託者」という。)に対し、第四十三条第一項から第三項まで又は前条第一項から第三項までに規定する管理票に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により管理票に関する事務の委託を受けた収集運搬受託者は主務省令で定めるところにより、その事務を行わなければならない。

(条文の趣旨)

第45条は、小売業者や指定法人が、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を他の者に委託して実施する場合に、管理票に関する事務もそれらの者に委託することができることを定めています。

(用語の解説)

「第四十三条第一項から第三項まで又は前条第一項から第三項までに規定する管理票に関する事務の全部又は一部を委託することができる」(第1項)

小売業者や指定法人が委託することのできる管理票に関する事務の範囲は、小売業者の場合は第43条第1項から第3項まで、また、指定法人の場合は第44条第1項から第3項までに規定される事務となります。逆に、第43条第4項や第44条第4項に規定される管理票の保存に関する事務や第43条第5項や第44条第5項に規定される管理票の閲覧に関する事務については、委託をすることができません。管理票に係る情報の管理責任を小売業者や指定法人に一元化した方が、排出者からの閲覧請求等への対応などが円滑に行われるため、このように事務を委託することができる範囲を限定しています。

収集運搬受託者が管理票に関する事務を行う場合にも、法第43条第1項から第3項まで及び規則第33条から第38条まで並びに法第44条第1項から第3項まで及び規則第39条から第44条までの規定に従う必要がありますが、この場合において、再商品化等実施者の管理票の回付は、小売業者から委託を受けた収集運搬受託者から管理票の交付を受けた際に行うこととなります。(収集運搬受託者が管理票の事務を行う場合であっても、記載事項に特段の変更は

ありません。)

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(管理票の交付等の委託)

第四十五条 収集運搬受託者が法第四十三条第一項から第三項までに規定する管理票に関する事務を行う場合における第三十七条の規定の適用については、同条中「小売業者」とあるのは、「収集運搬受託者」とする。

2 収集運搬受託者が法第四十四条第一項から第三項までに規定する管理票に関する事務を行う場合における第四十三条において準用する第三十七条の規定の適用については、同条中「小売業者」とあるのは、「収集運搬受託者」とする。

(管理票の受領の確認)

第四十六条 製造業者等及び指定法人は、排出者からその者が排出した特定家庭用機器廃棄物に係る管理票の受領についての確認を求められたときは正当な理由がなければ、当該管理票の受領の有無について返答しなければならない。

(条文の趣旨)

第46条は、排出者が、自ら排出した特定家庭用機器廃棄物について再商品化等の義務を課される製造業者等や指定法人に対し、その特定家庭用機器廃棄物に係る管理票の受領の有無を直接確認することにより、特定家庭用機器廃棄物の引取りを確認することができることを定めています。

(用語の解説)

「正当な理由がなければ」

「正当な理由」とは、製造業者等や指定法人が管理票を保存すべき期間（第43条参照）が既に経過してしまっている場合、管理票が不可抗力によって滅失してしまった場合を想定しています。

(管理票に係る勧告)

第四十七条 主務大臣は、小売業者、製造業者等、指定法人又は収集運搬受託者が第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項又は前条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(条文の趣旨)

第47条は、第43条から前条までに規定する管理票に係る事務を適切に実施していない小売業者、製造業者等、指定法人及び小売業者や指定法人に委託された者に対し、主務大臣がこれらの事務を適切に実施するために必要な措置を講じるよう勧告することができることを定めています。

(用語の解説)

1. 「規定を遵守していないと認めるとき」

管理票が小売業者から排出者に交付されていないとき、小売業者、製造業者等や指定法人により管理票に虚偽の記載がされているとき、管理票が小売業者、製造業者等や指定法人に義務付けられた期間保存されていないとき、などが想定されます。

2. 「必要な措置」

管理票が排出者に交付されていないときに、管理票の再交付をすることや、管理票に虚偽の記載がされているときに正しい記載に改めること、などが想定されます。

(再商品化等により得られた物の利用義務)

第四十八条 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等により得られた物を利用することができる事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)で定めるところにより、これを利用する義務を課せられるものとする。

2 特定家庭用機器の製造、加工又は販売の事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律で定めるところにより、その事業に係る特定家庭用機器のうち特定家庭用機器廃棄物として排出されたものの再商品化等を促進するための措置を講ずる義務を課されるものとする。

(条文の趣旨)

第48条は、本法律に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を促進するために、現行の「資源有効利用促進法」に基づいて、関連事業者等が必要な措置を講ずることとなる旨を規定しています。

第1項では、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等により得られたものを利用することができる事業を行う者に対し、資源有効促進法第15条の規定等に基づき、これを利用する義務を課することができる旨を定めています。

(参考)

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)

(特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項)

第十五条 主務大臣は、特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定再利用業種に属する事業を行う者(以下「特定再利用事業者」という。)の再生資源又は再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

第2項では、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をより円滑化するため、特定家庭用機器の製造、加工又は販売の事業を行う者に対し、資源有効利用促進法第21条等の規定に基づき、所要の措置を講ずる義務を課することができる旨を定めています。

(参考)

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

（指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項）

第二十一条 主務大臣は、指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、指定再利用促進製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者（以下「指定再利用促進事業者」という。）の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等)

第四十九条 小売業者又は指定法人若しくは指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項又は第十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬（第九条の規定による引取り若しくは第十条の規定による引渡し又は第三十三条第三号に掲げる業務に係るものに限る。）を業として行うことができる。

2 第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（同条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬又は処分（再生することを含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、第二十三条第二項第二号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

3 指定法人は、第一項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

4 第一項に規定する者は、廃棄物処理法第七条第十三項及び第七条の五又は第十四条第十二項及び第十五項並びに第十四条の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。

5 第二項に規定する者は、廃棄物処理法第七条第十三項及び第七条の五又は第十四条第十二項及び第十五項並びに第十四条の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。

6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定の適用につい

ては、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

(条文の趣旨)

第 49 条は、本法律に基づき特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等が義務づけられる小売業者、製造業者、輸入業者及び指定法人について、廃棄物処理法の廃棄物処理業者としての許可についての特例を定めるとともに、指定法人が収集・運搬を他人に委託をする場合に一定の基準に従うべきことを定めています。

1．小売業者に係る廃棄物処理法の許可の特例について（第 1 項）

小売業者が行う引取り及び引渡し行為は、廃棄物の収集・運搬行為にあたります。廃棄物処理法上、廃棄物の収集・運搬については、一般廃棄物の場合は市町村長の、産業廃棄物の場合は都道府県知事の許可が必要です。しかしながら、義務として小売業者は排出者の求めに応じ、特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬する者であり、また小売業者の営業活動の範囲が市町村や都道府県の管轄する区域を超える場合には、この区域を超えて特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をすることとなります。

このため、第 1 項において、小売業者については本法律に基づく特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬に限り、廃棄物処理法第 7 条第 1 項の規定による市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可及び同法第 14 条第 1 項の規定による都道府県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とする特例を設けています。

これにより、小売業者自身が特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬する際には、これらの許可は不要となりますが、小売業者が当該収集・運搬を他者に委託するときは、その受託者には廃棄物処理法上の許可が不要となる特例措置は適用されません。したがって、受託者は廃棄物処理法上の廃棄物の収集・運搬の許可が必要となります。ただし、一般廃棄物の収集・運搬の許可及び産業廃棄物の収集・運搬の許可の関係については、本法律が一般廃棄物及び産業廃棄物を併せて引取り及び引渡しを小売業者に義務付けているという関係から、第 50 条第 1 項及び第 4 項において、別途特例措置が講じられています。

なお、小売業者に引取義務のない場合についても同様に特例措置が適用されます。

2．製造業者等に係る許可の特例について（第 2 項）

製造業者等の行う引取り及び再商品化等の実施行為は、廃棄物の収集・運搬行為及び処分行為にあたります。廃棄物処理法上、廃棄物の収集・運搬又は処分については、一般廃棄物の場合は市町村長の、産業廃棄物の場合は都道府県知事の許可が必要です。しかしながら、製造業者等は、義務的に特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等を行う、すなわち処分する者であり、また全国的に特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等を実施することとなります。

このため、第2項において、第23条の主務大臣の認定を受けた製造業者等については本法律に基づく特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬又は処分に限り、廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集・運搬、同第6項の規定による一般廃棄物処分に係る市町村長の許可及び同法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集・運搬、同第6項の規定による産業廃棄物処分に係る都道府県知事の許可を不要とする特例を設けています。

また、製造業者等については、第23条において委託先を含めて、その処理行為の適切性を主務大臣が認定していることが必要となることから、この特例措置は認定の対象に含まれている製造業者等の委託先にも適用されます。

なお、製造業者等は、廃棄物の処分行為を行うために廃棄物処理施設を設ける場合、この廃棄物処理施設については廃棄物処理法上業の許可とは別に施設の設置の許可が必要となります。この許可については本法律では特例を設けておらず、廃棄物処理法に基づいて都道府県知事の許可が必要となります。

3．指定法人に係る許可の特例について（第1項、第2項、第3項）

指定法人の行う収集・運搬、引取り及び再商品化等の実施行為は、廃棄物の収集・運搬行為及び処分行為にあたります。廃棄物処理法上、廃棄物の収集・運搬又は処分については、一般廃棄物の場合は市町村長の、産業廃棄物の場合は都道府県知事の許可が必要です。しかしながら、指定法人は、本法律の特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等を円滑に進める者として主務大臣が指定する者です。

このため、第1項及び第2項において、指定法人については本法律に基づく特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬又は処分に限り、廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集・運搬、同第6項の規定による一般廃棄物処分に係る市町村長の許可及び同法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集・運搬、同第6項の規定による産業廃棄物処分に係る都道府県知事の許可を不要とする特例を設けています。

また、指定法人については、第33条の規定により、その委託先を含めて、

その処理行為の適切性を主務大臣が監督していることから、この特例措置は指定法人の委託先にも適用されます。

ただし、指定法人と委託先の関係については、製造業者等と異なり、必ずしも固定的な関係とならない場合があるため、第3項において委託の方法について、政令で定める一定の基準に従うべきことを定めています。令第4条では、この基準について定めています。

< 政令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行令 >

(法第四十九条第三項の政令で定める基準)

第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十二条第一項に規定する指定法人の委託を受けて法第四十九条第一項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は同条第二項に規定する行為を実施する者(以下この条において「受託者」という。)が当該収集若しくは運搬又は当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。
- 二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 法第四十九条第一項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は同条第二項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

（１）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（２）（１）に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ 個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

三 受託者が自ら法第四十九条第一項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は同条第二項に規定する行為を実施する者であること。

令第4条では、指定法人が委託する先の条件として、規則第9条と同様の基準を設けています（詳しくは規則第9条の解説を御覧ください。）

4．本法律と廃棄物処理法の処理基準の関係について（第4項、第5項、第6項）

本法律に基づき特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等を行う者（小売業者、製造業者等、指定法人、製造業者等又は指定法人から委託を受けた者）については、第1項及び第2項の規定により廃棄物処理法上の業の許可が不要となっています。一方、廃棄物処理法では、廃棄物処理業の許可を受けた者について、廃棄物の処理基準の遵守義務が課されるということになっていますが、本法律に基づき廃棄物処理法上の業の許可が不要となる場合であっても、廃棄物処理法による許可を受けた廃棄物処理業者に適用される廃棄物処理法上の処理基準等必要な規定が適用されることとなります。

(1)小売業者への適用

小売業者の行う行為は、廃棄物の収集・運搬行為に当たります。このため、第4項及び第6項では、小売業者を「一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者」とみなして、廃棄物処理法の次の規定を適用することとしています。

第7条第13項	小売業者は、一般廃棄物処理基準に従って一般廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬しなければならない。
第7条の5	小売業者は、自己の名義を他人に貸して、一般廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を行ってはならない。
第14条第12項	小売業者は、産業廃棄物処理基準に従って産業廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬しなければならない。
第14条第15項	産業廃棄物処分業者以外は、産業廃棄物の収集・運搬をしてはならないこととなっているが、小売業者が産業廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をすることについて、この禁止を解除する。
第14条の3の	小売業者は、自己の名義を他人に貸して、産業廃棄物たる

3	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を行ってはならない。
第 19 条の 3	小売業者は、市町村長又は都道府県知事が行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬に対する改善命令に服する。

(2) 製造業者等への適用

製造業者等の行う行為は、廃棄物の収集・運搬行為（指定引取場所以降の運搬行為）及び処分行為に当たります。このため、第 5 項及び第 6 項では、製造業者等を「一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者」とみなして、廃棄物処理法の次の規定を適用することとしています。

なお、製造業者等からの委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等を行う者についても、同様の適用があります。

第 7 条第 13 項	製造業者等は、一般廃棄物処理基準に従って一般廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬及び処分しなければならない。
第 7 条の 5	製造業者等は、自己の名義を他人に貸して、一般廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬又は処分を行ってはならない。
第 14 条第 12 項	製造業者等は、産業廃棄物処理基準に従って産業廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬及び処分しなければならない。
第 14 条第 15 項	産業廃棄物処理業者以外は、産業廃棄物の収集・運搬又は処分をしてはならないこととなっているが、製造業者等が産業廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬及び処分をすることについて、この禁止を解除する。
第 14 条の 3 の 3	製造業者等は、自己の名義を他人に貸して、産業廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬又は処分を行っては

	ならない。
第 19 条の 3	製造業者等は、市町村長又は都道府県知事が行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び処分に対する改善命令に服する。

(3) 指定法人への適用

指定法人の行う行為は、廃棄物の収集・運搬行為及び処分行為に当たります。このため、第 4 項、第 5 項及び第 6 項では、指定法人を「一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者」とみなして、廃棄物処理法の次の規定を適用することとしています。

なお、指定法人からの委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等を行う者についても、同様の適用があります。

第 7 条第 13 項	指定法人は、一般廃棄物処理基準に従って一般廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬及び処分しなければならない。
第 7 条の 5	指定法人は、自己の名義を他人に貸して、一般廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬又は処分を行ってはならない。
第 14 条第 12 項	指定法人は、産業廃棄物処理基準に従って産業廃棄物である特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬及び処分しなければならない。
第 14 条第 15 項	産業廃棄物処理業者以外は、産業廃棄物の収集・運搬又は処分をしてはならないこととなっているが、指定法人が産業廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬及び処分をすることについて、この禁止を解除する。
第 14 条の 3 の	指定法人は、自己の名義を他人に貸して、産業廃棄物たる

3	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬又は処分を行ってはならない。
第 19 条の 3	指定法人は、市町村長又は都道府県知事が行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び処分に対する改善命令に服する。

(一般廃棄物処理業等に係る廃棄物処理法の特例)

第五十条 産業廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物（産業廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

2 廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同条第六項の許可を受けた者が行う処分であって特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同条第十二項の規定は、適用しない。

3 廃棄物処理法第十二条第五項及び第十二条の三第一項の規定は、事業者が、その特定家庭用機器産業廃棄物を小売業者、第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等又は指定法人に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該特定家庭用機器産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の委託（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対するものを除く。）については、適用しない。

4 一般廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

(条文の趣旨)

第 50 条は、廃棄物処理法の許可を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬又は処分を行う廃棄物収集運搬業者及び廃棄物処分業者や排出事業者についての廃棄物処理法の特例を定めています。

1．一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬業者の相互乗り入れ（第1項、第4項）

第1項及び第4項では、小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を行う廃棄物収集運搬業者についての特例を定めています。

廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬は一般廃棄物収集運搬業者のみが、また、産業廃棄物については産業廃棄物収集運搬業者のみが行うことができることとなっています。一方、特定家庭用機器廃棄物については、消費者から排出され一般廃棄物となるものと、事業者から排出され産業廃棄物となるものの双方が含まれており、本法律ではこれらを全て再商品化等の対象としています。このため、小売業者等が義務を履行するに当たり、外見上の違いがない特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬に当たって、一定の特例措置を設けています。すなわち、小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物を収集・運搬する場合には、産業廃棄物の収集・運搬又は一般廃棄物の収集・運搬のどちらかについて許可を受けていれば、一般廃棄物、産業廃棄物どちらに該当する特定家庭用機器廃棄物でも収集・運搬ができることとしています。

2．一般廃棄物の料金上限規制の解除（第2項）

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者については、廃棄物処理法第7条第12項において、市町村が条例で定めた一般廃棄物の処理手数料の額を超える額の料金を受けてはならないとされています。

本法律によって、一般廃棄物たる特定家庭用機器廃棄物については、小売業者や製造業者等がこれを引取り、処理を実施することになりますが、これらの者が行う処理については、この市町村の条例による上限規制を適用しないこととしています。

これに対し、廃棄物処理法に基づいて特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬又は処分を行う一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者についても、公平性を図るため、この料金上限規制を解除することとしています。

3．排出事業者に係る特例（第3項）

廃棄物処理法第12条第5項では、事業者は産業廃棄物の収集・運搬又は処分を産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等にのみ委託できることとなっています。第3項では、本法律の規定に従って、小売業者や製造業者、輸入業者、指定法人に引き渡す場合（これらの委託業者に引き渡す場合を含む）には、この制限を適用しないことを定めています（産業廃棄物収集運搬

業者、産業廃棄物処分業者に対する委託を除く)。

また、事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項に基づき産業廃棄物管理票を発行する義務がありますが、本法律によって別途管理票が措置されていることから、廃棄物処理法における産業廃棄物管理票の発行義務を免除しています(産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者に対する委託を除く)

。

(帳簿)

第五十一条 製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(条文の趣旨)

第 51 条は、製造業者等が備えるべき帳簿について定めています。

規則第 46 条では、製造業者等は帳簿を 5 年間保存しなければならないことを規定しています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(帳簿)

第四十六条 製造業者等は、法第五十一条に規定する帳簿を毎年三月三十一日に閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

また、規則第 47 条では、製造業者等が帳簿に記載しなければならない事項を定めています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

第四十七条 法第五十一条の主務省令で定める事項は、特定家庭用機器廃棄物ごとに、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 再商品化等に必要な行為を実施する場合 当該再商品化等に必要な行為についてのイからトまでに定める事項

イ 再商品化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日

ロ 再商品化等に必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総重量

ハ 特定家庭用機器廃棄物から部品及び材料を分離し、自らこれを製品

- の部品又は原材料として利用した場合には、当該部品及び材料の重量
- ニ 特定家庭用機器廃棄物から部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該部品及び材料の総重量並びに譲渡した部品及び材料の重量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ホ 特定家庭用機器廃棄物から分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるもの（以下この号において「熱回収可能物」という。）を熱を得ることに自ら利用した場合には、当該熱回収可能物の重量
- ヘ 熱回収可能物を熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にした場合には、当該熱回収可能物の総重量並びに譲渡した熱回収可能物の重量並びに譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ト 特定家庭用機器廃棄物から令第二条第二項各号に掲げる特定物質等であって冷媒として使用されていたもの又は断熱材に含まれているものを回収して、これらを自ら破壊し又は他の者に委託して破壊した場合には、当該冷媒として使用されていたもの及び当該断熱材に含まれているものごとに、それぞれ回収したものの重量、自ら破壊したものの重量及び破壊を委託したものの重量並びに当該委託したもののうち破壊されたものの重量
- 二 前号の再商品化等に必要な行為の全部は一部について、指定法人以外の者とその実施の契約を締結する場合 当該契約についてのイから二までに定める事項
- イ 契約により委託された再商品化等に必要な行為
- ロ 契約により委託された再商品化等に必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総重量又は台数（運搬のみを行う場合に限り）
- ハ 契約を締結した年月日
- ニ 契約により委託された再商品化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
- 三 再商品化等契約を締結する場合 当該再商品化等契約についてのイから八までに定める事項
- イ 再商品化等契約を締結した年月日
- ロ 再商品化等契約により委託された再商品化等をした特定家庭用機器

廃棄物の総重量

八 再商品化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日

規則第 47 条第 1 号は、自らリサイクルを行う場合、他者（指定法人を含む）に委託する場合のいずれの場合にも記載しなければならない事項です。

規則第 47 条第 2 号は、指定法人以外の他者に委託する場合に記載すべき事項、規則第 47 条第 3 号は、特定製造業者等として指定法人に委託する場合（再商品化等契約を締結する場合）に記載すべき事項です。

まとめると、以下のとおりとなります。

	帳簿に記載すべき事項
自らすべての再商品化等に必要な行為を実施する場合	規則第 47 条第 1 号のイ～トに定める事項
再商品化等に必要な行為の全部又は一部を指定法人以外の他者に委託する場合	規則第 47 条第 1 号イ～トに定める事項及び第 2 号イ～二に定める事項
再商品化等に必要な行為の全部又は一部を、特定製造業者等として指定法人に委託する場合（再商品化等契約を締結する場合）	規則第 47 条第 1 号イ～トに定める事項及び第 3 号イ～八に定める事項

【記載すべき事項】

規則第 47 条第 1 号

ロ その年度に回収し、処理をした特定家庭用機器廃棄物の総重量を、品目別に記載します。再商品化等基準（有価物として得られたものの重量 / リサイクルプラントに投入した特定家庭用機器廃棄物の総重量）を算定する際の分母に相当する数字です。

八 再商品化等をして得られた有価物（マテリアルリサイクルの結果得られたもの）のうち、製造業者等が自ら自社の製品の部品または原材料として利

- 用したものの重量を、特定家庭用機器廃棄物 4 品目の品目別に記載します。
- ニ 再商品化等をして得られた有価物のうち、他者に有償又は無償で譲渡し得る状態にしたものの重量及び譲渡した者の氏名等を、特定家庭用機器廃棄物 4 品目の品目別に記載します。例えば、再商品化等をして得られた鉄やガラスカレットを他者に売却した場合には、売却した重量を記載します。
- ホ 再商品化等をして得られた熱回収可能物（サーマルリサイクルの用に供されるもの）のうち、製造業者等が自ら利用したものの重量を、特定家庭用機器廃棄物 4 品目の品目別に記載します。
- ヘ 再商品化等をして得られた熱回収可能物のうち、他者に有償又は無償で譲渡し得る状態にしたものの重量及び譲渡した者の氏名等を、特定家庭用機器廃棄物 4 品目の品目別に記載します。
- ト エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機から回収して破壊した冷媒フロン類又は断熱材フロン類について、回収したものの重量、自ら破壊したものの重量、破壊を委託したものの重量、当該委託したもののうち破壊されたものの重量を記載します。

第 2 号

- イ 他者に委託した再商品化等に必要な行為を記載します。
- ロ 他者に処理を委託した特定家庭用機器廃棄物の総重量を、特定家庭用機器廃棄物 4 品目の品目別に記載します。指定引取場所からリサイクルプラントまでの運搬業務を委託した場合には、台数の記載でも構いません。
- ハ 契約を締結した年月日を記載します。
- ニ 委託先が再商品化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日を記載します。通年稼働している委託先であれば、開始年月日は 年 4 月 1 日、終了年月日は + 1 年 3 月 31 日となります。

第 3 号

- イ 再商品化等契約を締結した年月日を記載します。
- ロ 指定法人に処理を委託した特定家庭用機器廃棄物の総重量を、特定家庭用機器廃棄物 4 品目の品目別に記載します。
- ハ 再商品化等契約に係る委託料金の支払期限とこれを支払った年月日を記載します。

また、規則第 48 条では、指定法人が保存すべき帳簿同様、製造業者等が保存すべき帳簿についても、電磁的データによる保存を認めています。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(電磁的方法による保存)

第四十八条 第三十一条の規定は、前条に掲げる事項について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「第三十九条」とあるのは「第五十一条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十八条において準用する前項」と読み替えるものとする。

規則第 47 条に掲げられた帳簿の記載事項が、必要に応じて直ちにパソコンの画面等に表示されるような状態で保存されているならば、パソコン等で扱う電磁的データとして、フロッピーディスクやハードディスク等に保存することも可能です。また、その際には、第 2 項に規定されている基準（厚生省・通商産業省平成 12 年告示第 5 号「電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準」）を確保するように努める必要があります。

(報告の徴収)

第五十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(条文の趣旨)

第 52 条は、小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性を確保するために必要な限度において、これらの者から特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の状況に関し、主務大臣が報告を徴収することができることを定めています。

なお、この規定は、緊急必要時の報告の徴収のみならず、定期的な報告の徴収の根拠ともなります。

(用語の解説)

1 . 「必要な限度において」

これらの報告徴収は、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正な実施を確保するために、「必要な限度において」実施されるものです。

2 . 「政令で定めるところにより」

具体的に報告を求める事項については、令第 5 条に定められています。

< 政令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行令 >

(報告の徴収)

第五条 主務大臣は、法第五十二条の規定により、小売業者に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬の実施の状況につき、収集又は運搬の方法、実績量及び委託に関する事項、収集及び運搬に関し請求する料金の設定、公表及び請求に関する事項、管理票の交付及び保存に関する事項その他集収又は運搬に関する事項に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、法第五十二条の規定により、製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の実施の状況につき、再商品化等の方法、実績

量及び委託に関する事項、再商品化等に必要な行為に関し請求する料金の設定、公表及び請求に関する事項、製造等をした者としての表示に関する事項、指定引取場所の設置及び位置の公表に関する事項、管理票の回付及び管理票の写しの保存に関する事項その他再商品化等に関する事項に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(条文の趣旨)

第 53 条は、小売業者及び製造業者等に対する主務大臣の立入検査に関する事項を定めています。

この小売業者及び製造業者等に対する立入検査は、再商品化等業務の適正な運営を確保するために、つまり、再商品化等に必要な行為の実施状況を把握し、その結果を踏まえて必要な指導等を行うために、「必要な限度において」実施されるものです。

また、国家権力の行使による立入検査は私権の重大な制限になりうることから、その権限行使の乱用を避けるため、立入検査を行う職員は、常に身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示することにより、その身分を明らかにするよう定めています。

さらに、立入検査があくまで行政措置であり、犯罪捜査（刑事訴訟手続）のための手続きの一環として行使されることはあってはなりません。

したがって、この立入検査は、犯罪行為を行った場合に行われるものではなく、再商品化等業務の円滑かつ効率的な運営のために、主務大臣が必要と認められた場合に実施されるものです。

立入検査の詳細については令第 6 条に、また、立入検査時に経済産業省（各地方の経済産業局）または環境省（各地方の環境事務所）の職員が携行すべき身分証明書の様式については規則第 49 条に定められています。

< 政令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行令 >

(立入検査)

第六条 主務大臣は、法第五十三条第一項の規定により、その職員に、小売業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、収集及び運搬を行うための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2 主務大臣は、法第五十三条第一項の規定により、その職員に、製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再商品化等に必要な行為を実施するための設備及び製品の製造等を行うための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

< 省令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行規則 >

(身分を示す証明書)

第四十九条 法第五十三条第二項の証明書の様式は、様式第二のとおりとする。

(市町村による引渡し)

第五十四条 市町村は、その収集した特定家庭用機器廃棄物を第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は指定法人に引き渡すことができる。

(条文の趣旨)

第 54 条は、本法律で製造業者等に再商品化等が義務づけられている趣旨に則り、市町村が自ら収集した特定家庭用機器廃棄物についても、製造業者等に引き渡すことができることを確認的に定めています。本法律の趣旨に照らすと市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物についても、効率的に再商品化等を行うことができる製造業者等や相当程度の台数の特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を実施し、規模の経済性の発揮が期待される指定法人に引き渡され、再商品化等がされることが、社会的費用の最小化という観点から望ましいものと考えられます。

したがって、市町村が収集した特定家庭用機器廃棄物についても、これらの製造業者等や指定法人に引き渡すことができることを定めています。

なお、第 54 条は、市町村が引き渡すことが可能であると定めており、引渡しを義務づけているわけではありません。したがって、市町村自らが特定家庭用機器廃棄物の処分を実施することを妨げるものではありません。

(主務大臣)

第五十五条 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び環境大臣とする。ただし、厚生労働大臣が所管する特定家庭用機器の製造等又は小売販売の事業に係る事項については、経済産業大臣、環境大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。ただし、厚生労働大臣が所管する特定家庭用機器の製造等又は小売販売の事業に係る事項については、経済産業大臣、環境大臣及び厚生労働大臣の発する命令とする。

(条文の趣旨)

第55条は、本法律の所管行政庁を定めるものです。

本法律は全体として、経済産業大臣と環境大臣の共管で実施されるものです。

また、本法律に基づき制定される省令は、経済産業大臣と環境大臣が共同で制定する省令となります。

(権限の委任)

第五十六条 第五十二条及び第五十三条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(条文の趣旨)

第 56 条は、主務大臣の権限のうち、報告徴収及び立入検査の権限を地方支分部局の長に委任することができることを定めています。

(用語の解説)

「地方支分部局の長」

例えば、各地域に設置されている経済産業局長や地方環境事務所長がこれに含まれます。

令第 7 条では、委任する権限について具体的に定めています。また、令第 7 条第 1 項及び第 2 項のそれぞれのただし書では、委任された権限であっても、経済産業大臣又は環境大臣が自らその権限を行い得ることを定めています。

< 政令 >

< 特定家庭用機器再商品化法施行令 >

(権限の委任)

第七条 法第五十二条及び第五十三条第一項の規定による経済産業大臣の権限は、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第五十二条及び第五十三条第一項の規定による環境大臣の権限は、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(経過措置)

第五十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(条文の趣旨)

第 57 条は、本法律の規定に基づき制定される政令及び主務省令の制定の際に、本法律について所要の経過措置を定めることができることを定めています。

(用語の解説)

「命令」

本法律の規定に基づき主務大臣が制定する政令及び主務省令のことを指します。

第7章 罰則

第五十八条 第十四条第二項、第十六条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十七条の許可を受けないで再商品化等業務の全部を廃止したとき。
- 二 第三十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 三 第四十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 二 第五十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第六十二条 第二十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の過科に処する。

(条文の趣旨)

第58条から第61条までは、本法律に基づく小売業、製造業者及び輸入業者

や指定法人の義務の履行を担保するために刑事罰を定めており、第 62 条では製造業者等の表示義務の履行を確保するために行政罰を定めています。

第 61 条の規定は、いわゆる両罰規定と呼ばれるものです。刑罰は直接の行為者である自然人に課されることが原則ですが、直接の行為者以外にその者を指揮監督すべき立場にある者や、法人についてはその責任の一端を負わすべき場合もあることから、第 61 条では、直接の行為者を雇用している法人などの者についても罰金を課すことと定めています。

(用語の解説)

「行為者」(第 61 条)

直接に第 58 条や第 60 条に規定する違反を行った 法人の代表者、 法人の代理人、 人(自然人)の代理人、 法人の使用人その他の従業員、 人の使用人その他の従業者のことをいい、全て自然人になります。これらの者が行った違反行為については、 これらの者を代表者とする法人、 これらの者を代理人とする法人、自然人、 これらの者を使用人その他の従業者とする法人、 自然人にも、 同り罰金刑を科すこととしています。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第四章、第五章（第三十二条、第三十五条及び第三十六条を除く。）、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条から第五十四条まで及び第七章の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(条文の趣旨)

附則第 1 条は、本法律の施行期日について定めています。

本法律は、特定家庭用機器廃棄物の引取り、引渡し体制の整備や再商品化施設の整備に要する時間等を考慮し、次の 2 段階で施行することとしています。

定義規定、基本指針に係る部分等の施行

小売業者の収集義務、製造業者等の再商品化等義務・認定及び管理票、廃棄物処理法の特例に係る部分

に係る部分、つまり、基本方針の策定や指定法人の設立準備、業務開始までの準備など、本法律の施行の準備に係る規定については、本法律の公布（平成 10 年 6 月 5 日）から 6 カ月以内で政令で定める日から施行することとしています。この政令で定める日は平成 10 年 12 月 1 日となっています。

に係る部分、すなわち、製造業者及び輸入業者に特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を義務づける規定や小売業者に特定家庭用機器廃棄物の引取りを義務づける規定など、本法律の仕組みに係る部分については、再商品化等のための施設の整備などに時間が必要であることから、本法律の公布（平成 10 年 6 月 5 日）から 3 年以内で政令で定める日から施行することとしています。この政令で定める日は平成 13 年 4 月 1 日となっています。

< 政令 >

< 平成十年政令第三百七十七号 >

特定家庭用機器再商品化法の施行期日を定める政令

内閣は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定家庭用機器再商品化法の施行期日は、平成十年十二月一日とする。

<平成十一年政令第百六十六号>

特定家庭用機器再商品化法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定家庭用機器再商品化法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十三年四月一日とする。

(指定法人に係る経過措置)

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、再商品化等業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(条文の趣旨)

附則第 2 条は、指定法人が本法律の公布の日から 3 年以内に政令で定める日以前、つまり本法律に基づく業務の開始前に準備行為を行うことができることを定めています。

(検討)

第三条 政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(条文の趣旨)

附則第3条は、本法律の本格施行（附則第1条の「条文の趣旨」の に当たる部分の施行）後5年を経過した場合において、本法律の施行状況を踏まえ、政府が所要の見直しを行うべきことを定めています。

これを受け、平成18年6月から産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合で見直しのための検討が行われました。その結果、平成20年2月に取りまとめられた報告書の提言等を踏まえ、平成21年4月に対象機器の追加等を実施しています。